
はじめに

本ハンドブックは、RI 第 2750 地区 2026-27 年度用として製作されたものです。

本ハンドブックに掲載されている内容は、ロータリー財団が定める内容に加えて、RI 第 2750 地区独自の内容が含まれていますので、2750 地区に所属するすべてのクラブは、このハンドブックに則り、2026-27 年度の補助金申請、あるいはロータリー財団に関わる活動を行なってください。皆様が、本ハンドブックを有効にご活用され、充実した奉仕活動をされますことをお祈り申し上げます。

ご挨拶

ロータリー財団は1917年に発足し、それ以来、ロータリークラブ及び地区を経由して活動の実施を行っております。その趣旨としては承認された人道的、教育的活動を支援するための寄付を受領し、その資金を配分することを目的としております。

財団の使命としてはロータリアンがポリオ撲滅を主体とした人々の健康改善、質の高い教育の提供、さらには環境保護の取組み、貧困からの解放を通じて世界理解、親善、平和を達成することにあります。

ロータリーでの活動を行う私たちとしましては、この崇高な財団の目的を達成するため、多岐にわたる財団が管理する補助金の種類や寄付の仕組みなどを理解していただく必要がございます。

財団への理解を深めていただくために本ガイドブックを用意いたしました。

本年度は諸事情により以前の補助金の支給基準を変更いたしております。

是非、ご一読を賜りまして、御確認のほど御願い申し上げます。

2026-27 年度 RI 第 2750 地区ロータリー財団委員会

委員長 皆川 明良

目 次

はじめに	1
ご挨拶	1
ロータリー財団の歴史	4
ロータリー財団委員会	5
2026-27 年度委員会組織のあらまし	
2026-27 年度の組織図	
ロータリー財団のホームページのご案内	
資金推進委員会	7
年次基金とは？	
恒久基金とは？	
使途指定寄付とは？	
地区目標	
地区表彰について	
寄付の方法について	
銀行振込による寄付の流れ	
寄付送金明細書について	
寄付送金明細書の入手方法	
寄付送金明細書の記入方法	
オンラインでの寄付	
米ドルでの寄付	
シェアシステムについて	
寄付者の認証について	
認定プログラム	
冠名の機会	
クラブに対する認証	
財団認証ポイントについて	
認証ポイントについて、Q&A 方式でご案内します。	
資金管理委員会	19
地区の覚書（MOU）	
地区補助金用チェックリスト	
報告書の注意事項	
クラブでの管理	
補助金委員会	22
地区補助金とグローバル補助金のしくみ	
地区補助金支給基準	

2750 地区の補助金支給条件の留意点	
オンライン申請書・報告書	
グローバル補助金支給基準	
奨学・学友・V T T委員会	49
国際ロータリー第 2750 地区ロータリー奨学金	
1) 奨学生の募集	
2) 奨学生の応募から選考、派遣までの流れ	
3) 募集人数と奨学金の額	
4) グローバル補助金を利用しない奨学金	
VTT (Vocational Training Team =職業訓練チーム)	
1) VTT とは？	
2) グローバル補助金を利用した VTT	
3) 実施例 (2016-17 年度に実施したカンボジア教師育成支援)	
国際ロータリー第 2750 地区学友会	
1) 学友会の推進の目的	
2) 学友会のニュースレターの発行	
ポリオプラス委員会	57
ポリオプラスとは？	
ポリオとは？	
現在のポリオ発症の現状は以下の通りです	
ロータリアンとしてのポリオに対する取り組みは以下の通りです	
2025-26 年度の RI 第 2750 地区の取り組みは以下の通りです	
ロータリー平和フェロシップ委員会	61
ロータリー平和フェロシップとは	
提携大学とプログラム	
平和センター卒業者の進路	
申請資格と選考基準	
申請過程の流れ	
現在 2750 地区が担当している平和フェローとそのカウンセラー	
資料.....	66
クラブと地区の間で取り交わす 覚書	
ロータリー財団 地区補助金 授与と受託の条件	
ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受託の条件	
あとがき	92



ロータリー財団の歴史

1917 年 6 月 18 日、アトランタで開催された第 8 回ロータリー年次大会で、当時の会長であったアーチ C. クランフが、「世界でよいことをするために基金を作るのが、きわめて適切だと思われる。」と演説をしたことが始まりです。

1917 年は、まだ第1次世界大戦の真ただ中でした。そんな世界情勢の中で、アーチ・クランフは、未来のロータリーにとってこの基金が必ず必要になると言う強い信念のもと、基金の設立を呼び掛けました。

この基金への最初の寄付は、1917 年にカンサスシティロータリークラブが行なった 26 ドル 50 セントでした。このわずか 26 ドル 50 セントが、世界をより良くするための何十億ドルと言う財団の布石を敷いたわけです。

その後、1928 年に、それまでの「アーチ・クランフ基金」と言う名前から「ロータリー財団」と言う名前に変更されました。「ロータリー財団」の正式な名前は「国際ロータリーのロータリー財団」です。5 名による管理委員会が設立され、初代の管理委員長にはアーチ・クランフが就任しました。その後も、アーチ・クランフは長期的な視野を持ち、ロータリー財団に反対する勢力から財団を守り、存続と発展のためにその生涯を捧げました。アーチ・クランフは、1951 年 6 月 3 日、82 歳でその生涯を閉じています。

1947 年に、ロータリーの生みの親であるポール・ハリスが逝去しました。この時、ポール・ハリスは逝去後に、「追悼は献花ではなく財団への寄付」と言うハリスの意思が電報でロータリアンに伝えられました。1951 年のアーチ・クランフの逝去とともに、このロータリーにとってかけがえない 2 人の偉大な人物の逝去によって全世界のロータリアンからたくさんの寄付が寄せられ、この時の寄付が、ロータリー財団の発展に大きく役立てられました。

「世界で良いことをする」ために、その後、多くのプログラムが開始され、ロータリー財団は、世界中のまだ手を差し伸べて行かなければならない人々に、たくさんのあたたかい手を差し伸べてきました。

2013 年には、「未来の夢計画」と銘打って、ロータリー財団の新しい補助金システム(地区補助金、グローバル補助金)が構築され、ロータリーの掲げる 6 つの重点分野(現在は7つの重点分野)を中心に、世界中で行なう多様な奉仕活動に利用できる補助金が誕生しました。

ロータリー財団は、現在、アメリカのイリノイ州の州法に則り登記された非営利法人となっています。ロータリー財団は、現在、4 名の RI 元会長を含む 15 名の管理委員と事務総長で運営されています。

今や国際ロータリーとロータリー財団は、切っても切れない存在と言えるでしょう。ロータリーは、このロータリー財団を設立したことによって、新しい奉仕の可能性と手段を手に入れることができました。ロータリー財団は、まさに、ロータリーの土台となっているわけです。アーチ C. クランフが演説をした「世界でよいことをしよう」がロータリー財団の標語となっています。

これからも世界でよいことをするために、ロータリー財団にあたたかいご支援と更なるご協力をお願いします。

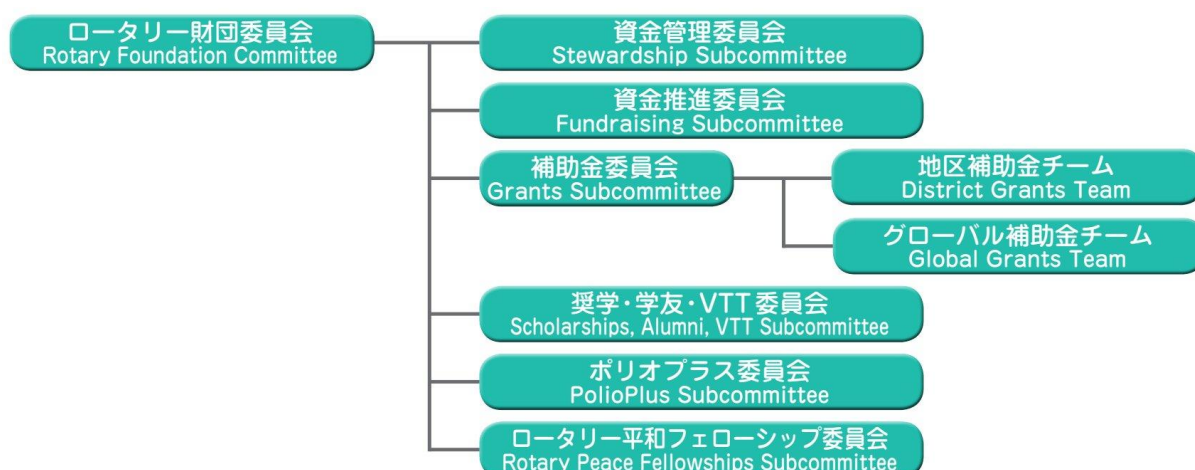
ロータリー財団委員会

ロータリー財団委員会の大きな任務は、6つある小委員会を統括し、ロータリー財団委員会全般の管理、運営、広報、研修等を行なうことです。ロータリー財団は、毎年いろいろな修正が行われ、常に新しい情報が必要になります。ロータリー財団委員会では、クラブとのコミュニケーションを良くすることによって、より正確な情報を発信していきます。

●2026-27 年度委員会組織のあらまし

2026-27 年度のロータリー財団委員会は、前年度と同様に6つの小委員会(資金管理委員会、資金推進委員会、補助金委員会、奨学・学友・VTT 委員会、ポリオプラス委員会、ロータリー平和フェローシップ委員会)から成ります。ロータリー財団委員会には、2 名の副委員長が就き委員長と共にロータリー財団全般を統括します。

● 2026-27 年度の組織図



ロータリー財団のホームページのご案内

地区ロータリー財団委員会では、独自のホームページを立ち上げています。ホームページのアドレスは、「<https://rid2750.org/trf>」です。ご覧いただくには、地区のホームページからリンクされていますので、地区のホームページからお入りいただくことができます。もちろん、直接「<https://rid2750.org/trf>」にお入りいただいても結構です。ぜひ、ロータリー財団委員会のホームページをご活用ください。

このホームページでは私たちロータリー財団委員会のセミナー等の予定、ニュースリリースを逐次掲載いたします。また各種申請書等の書類もダウンロードいただけます。

なお、MyRotary からもロータリー財団のたくさんの情報を得ることができますので、こちらもぜひご覧いただければと思います。

資金推進委員会

私たちの委員会では、年次基金と恒久基金の地区目標に向けて、ロータリアンの皆様へのご寄付のお願いを担当しています。更に、ポール・ハリス・ソサエティ、大口寄付、遺贈友の会と言ったご寄付へのご登録のお願いも行なっています。

また、ご寄付をいただきました皆様への認証のお手伝いもさせていただきます。

恒久基金	年次基金	使途指定寄付
ベネファクター (1,000ドル以上)	ポール・ハリス・フェロー（累計 1,000ドル毎・マルチプル）	メジャー・ドナー（累計 10,000ドル以上） アーチ・クランフ・ソサエティ（累計 250,000ドル以上） 冠名指定寄付
	ポール・ハリス・ソサエティ（毎年 1,000ドル）	
メジャー・ドナー（累計 10,000ドル以上）		
アーチ・クランフ・ソサエティ（累計 250,000ドル以上）		
遺贈友の会		
冠名基金		

1.年次基金とは？

個人で 1,000ドル以上の寄付者をポール・ハリス・フェローと言います。ご寄付いただいた金額は累積され、2,000ドルを超えるとマルチプル・ポール・ハリス・フェローとなり、1,000ドル寄付額が増える毎に認証が行われます。この年次基金は、3年間利殖に回させていただき、その運用益は一般管理費や運営費等に当てられます。このシステムを「シェア・システム※」と呼びます。皆様からいただいた貴重な寄付は、3年後に WF(国際財団活動資金＝World Fund)と DDF(地区財団活動資金＝District Designated Fund)に 47.5:47.5 の割合でシェアされ、全額プロジェクトに使われます。

2.恒久基金とは？

1,000ドル以上の寄付者をベネファクターと言います。この恒久基金への寄付をしていただいた場合、いただいた寄付は基金として積み上げ、その元金には手をつけずにその運用益のみを使用していきます。運用益は一般管理費などに使われる他、WF と DDF にも配分され地区で行うプロジェクトにも使用されます。

3.使途指定寄付とは？

ポリオプラス基金への寄付やグローバル補助金を利用したプロジェクトを行う際のクラブまたは個人からの拠出金等が該当します。つまり、使い方を指定した寄付です。

地区目標

- 1) 年次基金への寄付 会員 1 名につき 150ドル以上
- 2) 恒久基金への寄付 1000ドルに達する寄付者
会員 99 名以下のクラブ 1 名以上
会員 100 名以上のクラブ 2 名以上
- 3) ポリオプラス基金への寄付 会員 1 名につき 30ドル以上

会員数は期首での会員数となります。また、寄付時点のロータリーレートにご注意ください。

MyRotary への寄付目標の入力をお願い致します。

地区表彰について

RI 第 2750 地区では、2025・26 年度も以下の 3 つの表彰を行ないます。

- 1) 寄付総額上位 3 位までのクラブ
- 2) 年次基金一人あたりの平均寄付額上位 3 位までのクラブ
- 3) ロータリー財団への地区寄付目標 3 部門(年次基金、恒久基金、ポリオプラス基金寄付)達成クラブ

寄付の方法について

ご寄付の方法は、主に次の 3 つが挙げられます。

1. 銀行振込による寄付
2. オンラインでの寄付 ※クレジット決済となります。
3. 米ドルでの寄付

銀行振込による寄付の流れ

① 寄付分類を決める

まず、寄付者が何に対して寄付をしたいのか、寄付分類(寄付の用途)を決めます。寄付者が特に支援したい分類、あるいはクラブや地区の目標に合わせるなどして決めます。ポール・ハリス・フェローやベネファクターなど希望の認証がある場合は、どの寄付分類がどの認証に対応しているかも確認します。

②寄付者を確認する

寄付者は、個人、法人、ロータリークラブ、インターアクトクラブ、ローターアクトクラブ、地区のいずれかでお願いいたします。個人の認証やバナー認証の目標などを確認し、寄付送金明細書の寄付者欄に記入する名義を決めてください。確定申告用の領収証は、記入された ID 番号に基づき、個人と法人向けに送金明細書に記入した名義で発行されますのでご注意ください。

※初回ご寄付の際にご報告いただいた漢字表記で領収証を発行します。

③寄付送金明細書を記入する

次に、寄付送金明細書に必要事項を記入し、kifu@rotary.org へメールにてお送りください。(メールが使えない場合は、FAX でも可)

※寄付送金明細書は、エクセル形式のままお送りください。

④寄付金を指定の口座へ送金する

寄付送金明細書を送った後、以下の口座へ寄付金を送金します。

三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101

名義：公益財団法人ロータリー日本財団

※振込先は寄付送金明細書上部にも記載されています。

寄付送金明細書について

ロータリー財団への寄付は、公益財団法人ロータリー日本財団を通じて送金することができます。寄付送金明細書は、銀行振込で寄付する際にお送りいただく書類です。

※本書式は、なるべくエクセルファイルのままメールに添付してお送りください。

寄付送金明細書の入手方法

寄付送金明細書のダウンロードは、MyRotary より可能です。MyRotary にログイン後、トップ画面の右上「ご寄付」をクリック→ページ最下部「寄付資料」の中の「ロータリー日本財団 寄付送金明細書(ロータリアン/クラブ用)」をクリックすると、ダウンロードが始まります。

寄付送金明細書の記入方法

A

公益財団法人 ロータリー日本財団

寄付送金明細書

TEL: 03-5439-5806

FAX: 03-5439-0405

振込先: 三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義: 公益財団法人ロータリー日本財団

送金明細書送付先: kifu@rotary.org 送金日までにお送りください

通信欄:

①

一括1万ドル以上の大口寄付について寄付者名を公表することがあります。希望されない場合は次の口に✓をお願いします。

☐ 公表しないで下さい。(寄付者名) _____

着金日のRIレートが適用されます

送金情報	送金(予定)日	振込元 金融機関 支店名	送金額	RIレート
②	地区番号	クラブ番号	クラブ名	担当者名
				TEL

寄付者名 (領収証宛名)	ローマ字名	ID番号	寄付分類	円金額	\$金額
・個人 ・法人 ・クラブ ・地区	(姓, 名) (法人は英語名)	・個人ID番号 ・法人ID番号 ・クラブ番号 ・地区番号	▼をクリックして選択 ・補助金/冠名基金 は番号を入力		・RIレートと円 金額の入力で 自動計算
1	③	④	⑤	⑥	⑦
2					⑧

①通信欄 特記すべき事項をご記入ください。メモリアルコントリビューションの情報、お礼状送付先、振込や領収証、認証品などによる連絡事項や漢字表記の修正・変更のご依頼など。

②送金情報 TEL は日中連絡が取れる番号を入力し、送金額と寄付送金明細書の日本円の合計額が一致していることをご確認ください。レートは着金日の月の RI レートになります。数字だけを記入してください。

(入力例): \$ 1 = ¥ 155 の場合「155」と記入

※RI レートは新たな月が始まる前に地区へお知らせします。

③寄付者名 寄付者名義を記入してください。初回の表記が確定申告用領収証作成のデータになりますので、正確にご記入ください。

(領収証は原則として再発行できません。)

(注意例):高橋と高橋、壽と寿など

- ④**ローマ字名** 会員の登録情報通りに記入してください。法人の場合も正確な英語表記が必要です。一字でも登録と違うと別人とみなされることがありますので、ID 番号が無い方は特にご注意ください。パスポートのスペルで登録することをお勧めします。

(注意例)Sato と Satou など

※正式名称は必ずご本人や会社に確認してください。

※会社の英語表記がなく、新しく作成する場合は、「Kabushiki-Kaisha」ではなく「CO」「KK」など、できるだけ文字数が少なくなるようお願いします。

- ⑤**ID 番号** 寄付者の ID 番号を漏れなくご記入ください。新会員は MyRotary から会員登録をし、ID 番号を先に取得してください。

ID 番号と名前が一致しない場合、機械処理上、ID 番号所有者の寄付として扱われることがあります。

- ⑥**寄付分類** 寄付分類をセルの▼でリストから選択してください。グローバル補助金や冠名基金へのご寄付は、番号をご記入ください。ポール・ハリス・フェロー等の認証名は記入しないでください。

<良い例>年次基金-シェア、恒久基金-シェア、ポリオプラス基金、恒久基金-ロータリー平和センター、冠名基金(E12345)など

※寄付分類の確認が取れない場合、年次寄付-シェアとさせていただきます場合があります。

- ⑦**円金額** 寄付者、寄付分類ごとに一行使い、円金額を記入します。経費負担を軽減するために、できるだけ一口 2,000 円以上でお願いします。

※グローバル補助金の現金拠出は、5%追加分も合わせて送金してください。

- ⑧**\$ 金額** パソコン入力の場合、RI レートと円金額の入力で自動計算されます。手書きの場合は、小数点第 3 位を四捨五入し、第 2 位までをご記入ください。

※機械の処理上、レートにより1セント単位の誤差が生じる場合があります。

オンラインでの寄付

MyRotary にログイン後、下記ウェブページ内の「ご寄付」ボタンから手続き画面にお進みください。

ご寄付:<https://my.rotary.org/ja/donate>

お手続きが完了すると確認メールが届きます。必ず確認をし、保管してください。

米ドルでの寄付

- ①事前に日本事務局まで連絡し、専用の寄付送金明細書を受け取ってください。

- ②専用の寄付送金明細書に必要事項を記入し、返送してください。

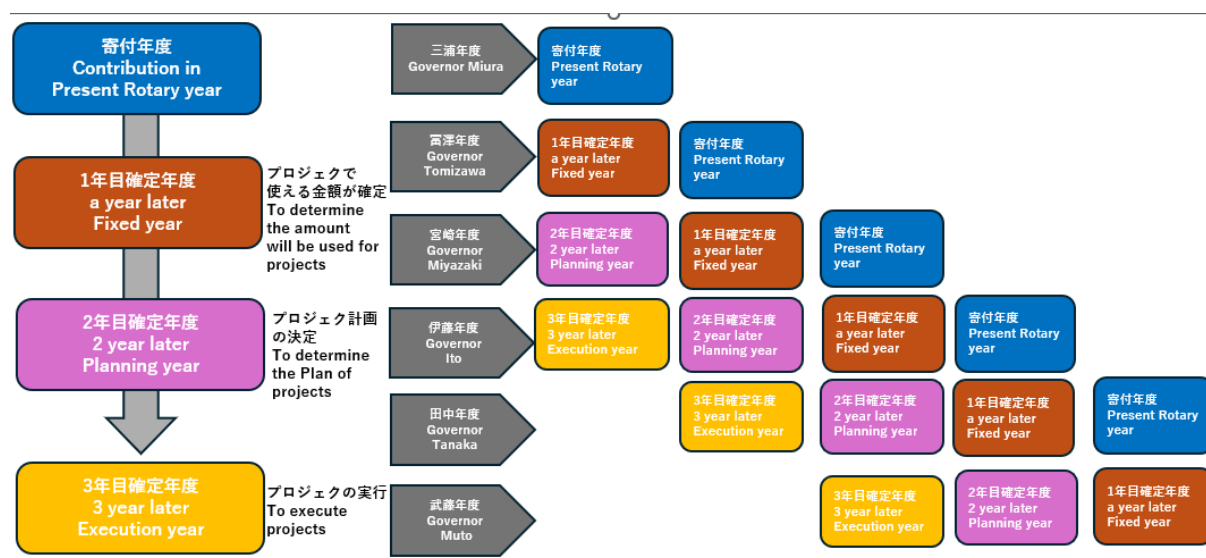
- ③書留(簡易書留も可)か銀行振り込みにて送金してください。

※銀行振り込みの場合、手数料が高くなる場合があります。手数料は送金者負担となりますので、ご注意ください。また、銀行によって、米ドルの取り扱いの有無や手数料等が異なります。

※米ドルでの寄付は、送金先がロータリー財団となりますので、税制上の優遇措置は受けられません

シェア・システムについて

- 年次基金を 3 年間利殖に回しながら、その運用益でロータリー財団を運営していくための資金を確保するシステムですが、この 3 年間は地区にとって大変重要なものになります。財団の年次基金は 3 年後のプロジェクトで使われますので、まず縦軸をみると寄付の翌年(1年目)は 3 年後に使える金額を確定する「確定年度」となり、その翌年がプロジェクトの計画年度、さらにその翌年が「実行年度」となります。
- 次に横軸で見ると、前年計画されたプロジェクトを実行し、かつ次年度プロジェクトの計画を建て、かつ 2 年後のプロジェクトのために寄付額を確定し、さらに 3 年後のために寄付を行う...このような仕組みになっております。



寄付者の認証について

世界中で実施されているロータリーの活動は、ロータリー財団への皆さまからのご寄付を通じて初めて可能となります。ロータリー財団では、個人やクラブからのご寄付に対して感謝の気持ちを表すために、さまざまな認証プログラムをご用意しています。また、ご家族やご友人など大切な方のお名前を冠した基金を設立する機会もあります。

認証プログラム

1. ポール・ハリス・フェロー

- 財団に 1,000 ドル以上の寄付をした人、または名義人に贈られる称号です。年次基金、ポリオプラス、承認された財団補助金のいずれかに 1,000 ドル以上を寄付した方が対象となります。
- ご本人以外の名義で寄付することで、ポール・ハリス・フェローの称号を他の会員に贈ることもできます。
- 新たに認証を受けた方には、認証状と襟ピンが贈呈されます。



2. マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

- ポール・ハリス・フェローのうち、1,000 ドル以上(合計 2,000 ドル以上)の寄付を行った方に贈られる称号です。財団の認証ポイントを使い、他の人をポール・ハリス・フェローに指名することもできます。
- マルチプル・ポール・ハリス・フェローとしての特別な襟ピンが贈呈されます。



3. ベネファクター

- 1,000ドル以上を恒久基金に無条件寄付した方は、ベネファクター(後援者)として認証されます。
- ベネファクターには、認証状と記念の襟ピンが贈られます。
- 認証品は初回のみで、次回以降の寄付に対しては感謝状が送られます。

4. ポリオプラス・ソサエティ(PPS)

- ポリオ根絶までの活動資金の安定と増加にご協力いただくため、地区単位でポリオ 根絶まで毎年 100 ドル以上を、ポリオプラスにご寄付くださる方へ認証状と襟ピンが贈呈されます。

5. ポール・ハリス・ソサエティ(PHS)

- 毎年 1,000ドル以上を、年次基金、ポリオプラス、財団が承認した補助金のいずれかにご寄付くださるロータリー会員とロータリー財団支援者を認証するものです。
- 財団に継続的な支援を寄せてくださる寄付者の方々に、感謝の気持ちを示すことを目的として PHS 認証状と襟ピンが贈呈されます。



-
-
- パンフレット、またはロータリーWeb サイトのポール・ハリス・ソサイエティページにある入会 フォームからお申込ができます。

6. 「財団の友」会員

- 年次基金に年度毎に 100ドル以上のご寄付をされた方は、自動的に「財団の友」会員として認証されます。

7. 「遺贈友の会」会員

- 遺産計画(遺言、生前信託、生命保険等)を通じて合計 10,000 ドル以上の寄付を誓約された方(または夫婦)を、ロータリー財団管理委員会より「遺贈友の会」会員として認証します。
- 会員には、名前が刻まれたクリスタル認証盾と襟ピンが贈られます。

8. メジャードナー

- 累積寄付の合計が 10,000ドルに達した方(または夫婦)をメジャー・ドナーとして認証します。
- クリスタル製認証品と襟ピン(またはペンダント)が贈呈されます。
- 認証の品は、以下の寄付レベル(レベル 1～4)に基づいて贈られます。

レベル 4: 100,000 ～ 249,999ドル

レベル 3: 50,000 ～ 99,999ドル

レベル 2: 25,000 ～ 49,999ドル

レベル 1: 10,000 ～ 24,999ドル

9. アーチ・クランフ・ソサエティ

- 財団に対して最高レベルの寄付を寄せた方々を称えるのがアーチ・クランフ・ソサエティです。
- 累積寄付が 250,000ドルに達した方をソサエティ会員として迎え入れ、多大な寄付への感謝の気持ちとして認証ピンやペンダントが贈られるほか、米国イリノイ州エバンストンの国際ロータリー本部での入会式への招待等、さまざまな特典及び生涯にわたる資格を得ます。
- 国際ロータリー本部にある「アーチ・クランフ・ソサエティ・ギャラリー」(タッチパネル式スクリーン)に肖像写真と略歴が掲載されます。



アーチ・クランフ・ソサエティの新認証レベル

ロータリー財団は 2015 年 7 月 1 日より、アーチ・クランフ・ソサエティの認証レベルに 3 種類の新しいプラチナレベルを追加いたしました。新しい認証レベルは以下の通りです。金額は全て米ドルで表示されています。

250,000～499,999	管理委員会サークル
500,000～999,999	管理委員長サークル
1,000,000～2,499,999	財団サークル
2,500,000～4,999,999	管理委員会プラチナサークル
5,000,000～9,999,999	管理委員会プラチナサークル
10,000,000 以上	財団プラチナサークル

冠名の機会

寄付者または特定の方のお名前のついた「冠名基金」または「冠名指定寄付」が可能です。

●冠名基金

元金はそのままで、投資収益の一部のみが寄付者が指定したプログラムに恒久的に活用されます。

- ・1,000,000ドル以上: 寄付者との相談の上で条件が設定されます。
- ・500,000ドル以上: 活動参加地区、重点分野または希望する活動地域を指定することができます。
- ・250,000ドル以上: 活動参加地区と重点分野を指定することができます。
- ・25,000ドル以上: ロータリーの重点分野のいずれかへの一般的な支援に充てられます。
- ・25,000ドル以上: 国際財団活動資金(WF)またはシェアの支援に充てられます。

●冠名指定寄付

ご寄付は寄付者が指定した目的に活用され、財団と寄付者が合意した一定の期間内に全額が使用されます。

- ・グローバル補助金の冠名指定寄付の機会
- ・ロータリー平和センター冠名基金設置の機会
- ・ロータリー平和センター冠名指定寄付の機会

クラブに対する認証

●100%ポール・ハリス・フェロー・クラブ

正会員全員がポール・ハリス・フェローとなったクラブ。ロータリー財団から1度限りの特別なバナーが贈られます。

●100%ポール・ハリス・ソサエティ・クラブ

正会員全員が各ロータリー年度に、年次基金、ポリオプラス基金、グローバル補助金プロジェクトのいずれかに1,000ドル以上寄付したクラブ。

●100%財団寄付クラブ

正会員全員が、寄付分類にかかわらずロータリー財団へ寄付をし、一人あたりの平均寄付額が少なくとも100ドルに達しているクラブ。

●「Every Rotarian, Every Year」／「財団友の会」会員クラブ

正会員全員が年次基金へ100ドル以上を寄付したクラブ。

●年次基金への寄付が上位3位のクラブ

各地区で一人あたりの年次基金への寄付額が上位3位のクラブ。一人あたりの寄付額が少なくとも50ドルであるクラブが対象となります。

財団認証ポイントについて

財団認証ポイントとは、年次プログラム基金またはポリオプラスを通じてロータリー財団に寄付をした方、あるいは財団補助金の提唱者負担金として寄付をした方に授与されるものです。これらの寄付をした方には、1米ドルにつき1ポイントが与えられます。恒久基金への寄付は財団認証ポイントの対象とはならないことにご留意ください。

寄付者は、自分の認証ポイントを使って（移譲することによって）、自分以外の人をポール・ハリス・フェロー（またはマルチプル・ポール・ハリス・フェロー）にすることができます。財団認証ポイントは、寄付者が亡くなるまで、または寄付者がポイントを使い切るまで、寄付者ご本人のものとして保存されます（ただし、大口寄付者が亡くなった場合はその配偶者が認証ポイントを使用することができます）。

認証ポイントについて、Q&A 方式でご案内します。

Q1 財団認証ポイントを移譲するには、どうすればよいですか？

一度に移譲できるのは最低100ポイントとなり、認証ポイント移譲の要請書式を提出する際に承認の署名が必要となります。

- ・個人が所有する認証ポイントの移譲を承認できるのは、寄付者ご本人のみとなります。
 - ・クラブが所有する認証ポイントの移譲を承認できるのは、クラブ会長のみとなります。
 - ・地区が所有する認証ポイントの移譲を承認できるのは、地区ガバナーのみとなります。
- 寄付者個人の認証ポイントをクラブまたは地区に移譲することはできない場合があります。

Q2 亡くなったロータリアンの財団認証ポイントを移譲することはできますか？

いいえ。亡くなったロータリアンの財団認証ポイントは無効となります。ただし、例外として、亡くなった方が大口寄付者である場合には、その配偶者（またはパートナー）がご存命中に認証ポイントをお使いいただけます。

Q3 企業や団体もポール・ハリス・フェローとなることができますか？

いいえ。ポール・ハリス・フェローとなることができるのは個人に限られます。その代わりに、1,000ドル以上のご寄付を行った企業や団体には、感謝状(財団が発行する表彰状)を贈ることができます。

Q4 亡くなった方にポール・ハリス・フェローの称号を贈ることはできますか？

はい。寄付者は、メモリアル・ポール・ハリス・フェローの要請をすれば、なくなった方をポール・ハリス・フェローとすることができます。詳しくは日本事務局財団室までお問い合わせください。

Q5 財団認証ポイントを大口寄付者の認証に使うことはできますか？

いいえ。大口寄付者の認証は、個人による直接寄付の累積実額のみが適用されます。

Q6 どの報告書を見れば、財団認証ポイントを確認できますか？

会員アクセスを通じて、クラブと地区の指導者はクラブ認証概要報告書(Club Recognition Summary)を見ることができます。この報告書に、認証額、財団認証ポイント、現在のポール・ハリス・フェローのレベル、およびポール・ハリス・フェロー認証の(次の)レベルに達したことを示すデータが記載されています。個人の寄付者は、会員アクセスを通じて、自分の寄付履歴、認証額、財団認証ポイントを見ることができます。

Q7 クラブと地区も財団認証ポイントを貯めることができますか？

はい。クラブは「クラブ認証概要報告書(Club Recognition Summary)」で、その時点のクラブの認証ポイントを確認することができます。

Q8 財団への寄付を奨励するために財団認証ポイントを利用することができますか？

会員からの寄付に対し、これと同額の認証ポイントをクラブがこの会員に移譲(マッチング)することで、年次プログラム基金への寄付を奨励できます。これにより、クラブの年次寄付目標を達成したり、100%ポール・ハリス・フェロー・クラブを実現する可能性も高まるでしょう。

※ 認証ポイント使用申請書は、MyRotary からダウンロードできますので、ご利用ください(<https://my-cms.rotary.org/ja/document/paul-harris-fellow-recognition-transfer-request-form>)。

資金管理委員会

資金管理委員会は、地区とクラブとの間で締結したMOUを管理すると共に、補助金管理セミナーを援助します。また、地区補助金(DG)の報告書をチェックすると共に、各クラブが地区補助金を使用するプロジェクトの計画・実行・報告書作成の一助となるチェックリストを見直し更新します。

地区の覚書（MOU）

- ・MOU は地区補助金を適正に使用するという覚書です（巻末の資料ページを参照）。
- ・MOU を提出するためには、毎年 2 月頃に開催される「補助金管理セミナー」に会長エレクト又は指名されたロータリアンが出席する必要があります。
- ・MOU の提出にあたっては、この MOU を熟読し、その内容を理解した上で署名して、期日までに提出する必要があります。
- ・MOU には、会長エレクト（2026-27 年度会長）及び会長ノミニー（2027-28 年度会長）が署名 します。但し、提出時に会長ノミニーが選出されていない場合には、後日補完することができますが、プロジェクト開始までに補完しなくてはなりません。
- ・MOU は指定の用紙を 1 枚提出していただきます。PDF ファイルでメールでの提出も可とします。
- ・MOU 未提出だと不利益を被る場合があります。例えば、自クラブで補助金を使用する予定がなくても、他地区からのグローバル補助金（GG）の申し入れを受けることができなくなります。

地区補助金用チェックリスト

- ・地区補助金用チェックリストは、各クラブが実施するプロジェクトの内容・項目について自己審査的に活用するためのツールです。
- ・チェックリストの項目は、過去の申請書や報告書において間違いが多かった項目を集めたものです。特に注意を要するのは以下の項目です。
 - ① ロータリアンの経費（交通費、入場料、飲食費等）への使用
（但し、医師、通訳、弁護士などの実行するプロジェクトに密接する専門性がある場合には補助金の使用が認められる場合がある）
 - ② 補助金専用口座以外からの支払いや引き出し
 - ③ 領収書及び請求書は自クラブ宛になっており、外貨建の場合は円換算額を入力する
 - ④ 領収書が入手できない場合は、理由書及び領収書に代わるものを添付する
 - ⑤ 申請時からプロジェクト内容や発注先が変更となる場合は、事前に補助金委員会に相談し、理由書を添付する必要がある

報告書の注意事項

- ・報告書はプロジェクト終了後、1 ヶ月以内に提出しなければなりません。
- ・報告書が期日までに提出できないクラブには補助金返金等のペナルティが課される場合があります。
- ・報告書が 5 月 31 日までに提出されないと、次年度の補助金申請の承認が取り消されます。
- ・報告書の提出時には、専用口座の残金をゼロ"0"にしなければなりません。
- ・報告書には、全ての証憑（請求書・領収証）のコピーを添付しなければなりません。
- ・同一プロジェクトを 2 年続けて地区補助金の対象として実施することはできません。
- ・プロジェクト総額が変更になった場合の返金について
 - 1) クラブ拠出金がプロジェクト総額の減額分を上回る場合には、クラブ拠出金から減額します。

2) クラブ拠出金がプロジェクト総額の減額分を下回る場合には、これらの差額の残金が 100 ドル以上の場合には残金全額を地区に返金し、残金が 100 ドル未満の場合にはクラブ会計のニコニコに繰り入れます。

- ・プロジェクトの内容の大幅な変更は原則として認められません。この場合には、補助金を全額返金しなければなりません(例外があるため、担当の補助金委員へ相談すること)。
- ・使途指定の現金寄付に地区補助金が使用できます。但し、クラブが主催または共催のプロジェクトに限ります。この場合、協力団体の情報、購入品や設置場所の写真、購入した全ての品の領収証と請求書のコピーが必要となります。

クラブでの管理

- ・地区の覚書(MOU)は 5 年間保管しなければなりません。
- ・地区補助金の申請書及び報告書(領収証オリジナルを含む)はコピーを 1 部、10 年間保管しなければなりません。

補助金委員会

私たちはクラブが地元社会や海外で様々な奉仕プロジェクトを実施するために地区補助金やグローバル補助金を提供することで支援しています。また、補助金事業を奨励することによってロータリー財団の存在意義、ロータリー財団への寄付の重要性を喚起しています。

補助金支給のルールは毎年変更があります。
最新のハンドブックをご参照ください。
2026年2月2日版

■地区の補助金支給方針

第2750地区はより多くのクラブに補助金を利用いただくことを目指しています。他地区と比較しても補助金利用率は大変に高まりました。需要の増加に供給が追い付かなくなり、一昨年度は地区補助金が枯渇し、昨年度は地区補助金とグローバル補助金の両方が枯渇しました。

そのため、今年度は枯渇することが無いように両補助金の支給基準を大幅に見直しました。補助金利用機会を増やすため、地区補助金については枯渇時に打ち切るのではなく全クラブ均等に減額して支給することにします。地区補助金にはクラブ拠出金を事業総額の30%を必須にします。

■地区補助金とグローバル補助金のしくみ

① 地区補助金

3年前の年次寄付(シェア)の47.5%がDDF(地区財団活動資金)として、地区にその配分が任せられます。これに恒久基金(シェア)の運用益の50%が加算されます。この合計額の50%を上限として、地区補助金(DG)として使うことができます。ロータリー財団委員会では、この金額内で、各クラブから申請のあったプロジェクトに配分していきます。

<例> .たとえば、3年前の年次寄付(シェア)が750,000ドルだったとしたら...

(恒久基金運用益の50%は前年実績約7万7千ドル、前年度繰越金は約7万1千ドルでした)

(以下の数字は実際の金額に近い概数です)

3年前の年次寄付(シェア)	750,000ドル	A
DDFとして戻ってくる額	356,250ドル	B (A × 47.5%)
恒久基金(シェア)の運用益より	77,000ドル	C
合計額	433,250	D (B+C)
DGとして使用できる金額	216,625	E (D × 50%)

私たちの地区ではこの金額を以下のプログラムに配分します。

DG1 クラブより申請のあった地区補助金プロジェクト

DG2 補助金管理セミナー

DG3 PBG向け補助金管理セミナー

DG4 その他地区が企画する事業

② グローバル補助金

戻ってきた年次寄付由来の DDF に、恒久基金の運用益の地区への配分額と前年度からの繰越金を足して、地区補助金分を差し引き、更にポリオプラスへの寄付と平和センターへの寄付を差し引いた金額がグローバル補助金(GG)の予算額となります。

DDF として戻ってくる額	356,250 ドル	B
恒久基金(シェア)の運用益より	77,000 ドル	C
前年度からの繰越金	71,000 ドル	F
合計額	504,250 ドル	G (B+C+F)
DG として使用する額	216,625 ドル	E
ポリオプラスと平和センターへの寄付	50,000 ドル	H
GG として使用できる金額	287,625 ドル	I (G-E-H)

- GG1 グローバル補助金(7重点分野のプロジェクト)
GG2 第 2750 地区ロータリー財団奨学生(4～5名)
GG3 PBG 用ロータリー財団奨学生
GG4 VTT 実施する年度のみ配分します。

③ DDF として資金が戻ってくる寄付

DDF として地区に資金が戻ってくる寄付は年次基金(シェア)と恒久基金(シェア)だけです。ロータリー財団への寄付は10種類以上ありますのでお気をつけください。今までは地区補助金のクラブ別支給上限はクラブの寄付総額により算定していましたが、2026-27 年度より年次寄付(シェア)の額を基準にして算定することにいたします。

資金の戻らない寄付の例： 年次基金(重点分野)、ポリオプラス基金、恒久基金(WF)、災害救援基金、その他

2023-2024年度 国際ロータリー第2750地区ロータリー財団寄付額一覧（2026-27年度地区補助金支給限度額）

	クラブ名	会員数	年次基金		恒久基金	ポリオ・プラス	その他	寄付総額	補助金支給限度額			
			寄付金額	1人当りの額	寄付金額	寄付金額	寄付金額		基本	3部門	上乗	計
千代田	東京南	183	44,291.96	242.03	1,000.00	5,985.17	469.79	51,746.92	2,000		1,500	3,500
	東京芝	64	9,833.41	153.65	1,000.00	2,920.00	231.54	13,984.95	2,000	500		2,500
	東京新橋	47	8,315.13	176.92	1,000.00	1,501.68	308.72	11,125.53	2,000	500		2,500
	東京赤坂	52	9,695.23	186.45	0.00	1,599.00	1,050.00	12,344.23	2,000			2,000
	東京みなと	36	9,272.63	257.57	1,000.00	1,340.14	255.03	11,867.80	2,300	500		2,800
	東京麻布	15	1,373.71	91.58	0.00	0.00	0.00	1,373.71	1,000			1,000
	東京グローバル	17	2,617.11	153.95	0.00	708.61	0.00	3,325.72	2,000			2,000
	東京サンライズ汐留	14	2,410.00	172.14	1,000.00	473.00	67.11	3,950.11	2,000	500		2,500
銀座・日本橋	東京銀座	178	40,782.43	229.11	12,000.00	5,985.86	0.00	58,768.29	2,000	500	1,500	4,000
	東京日本橋	196	32,795.84	538.43	2,000.00	6,259.20	0.00	41,055.04	2,900	500	1,500	4,900
	東京築地	61	9,396.27	154.04	0.00	1,654.28	369.06	11,419.61	2,000			2,000
	東京日本橋東	37	5,550.00	150.00	1,000.00	1,149.56	0.00	7,699.56	2,000	500		2,500
	東京中央	175	27,026.34	154.44	2,000.00	6,592.40	671.14	36,289.88	2,000	500	1,000	3,500
	東京日本橋西	42	6,750.00	160.71	1,000.00	1,370.03	154.11	9,274.14	2,000	500		2,500
	東京銀座新	75	8,034.48	107.13	1,000.00	440.14	0.00	9,474.62	1,000			1,000
	東京シティ日本橋	30	4,650.00	155.00	150.00	1,141.17	1,050.00	6,991.17	2,000			2,000
	東京中央新	60	13,353.89	222.56	1,000.00	4,501.10	100.00	18,954.99	2,000	500		2,500
	東京あけぼの	19	1,173.34	61.75	134.60	865.89	6.85	2,180.68	1,000			1,000
	東京山王	37	7,596.83	205.32	1,006.71	1,477.06	1,385.57	11,466.17	2,000	500		2,500
	東京バリアフリーマインド	18	636.94	35.39	0.00	781.16	0.00	1,418.10	1,000			1,000
京浜	東京イマジンジョイナス	19	1,000.00	52.63	0.00	0.00	0.00	1,000.00	1,000			1,000
	東京羽田	50	1,000.00	20.00	0.00	0.00	0.00	1,000.00	1,000			1,000
	東京品川	36	11,050.00	306.94	1,000.00	1,310.00	0.00	13,360.00	2,300	500		2,800
	東京大森	32	5,163.34	161.35	1,000.00	925.48	0.00	7,088.82	2,900			2,900
	東京品川中央	25	7,824.50	312.98	1,000.00	780.00	68.03	9,672.53	2,900	500		3,400
	東京田園調布	33	3,518.38	106.62	0.00	119.12	0.00	3,637.50	1,000			1,000
	東京港南マリーン	9	900.00	100.00	0.00	25.48	0.00	925.48	925			925
	東京大崎	23	1,768.78	76.90	0.00	25.48	0.00	1,794.26	1,000			1,000
	東京蒲田	63	9,450.00	150.00	1,000.00	1,920.00	0.00	12,370.00	2,000	500		2,500
	東京京浜	28	4,200.00	150.00	2,000.00	12.74	47.62	6,260.36	2,000			2,000
	東京田園調布緑	16	3,509.92	219.37	0.00	1,057.69	0.00	4,567.61	2,000			2,000
	東京白金	22	2,900.00	131.82	2,000.00	1,824.25	85.03	6,809.28	1,000			1,000
山の手東	東京高輪	19	3,000.00	157.89	0.00	827.76	0.00	3,827.76	2,000			2,000
	東京西	178	30,508.13	171.39	50,000.00	5,830.48	581.50	86,920.11	2,000	500	1,500	4,000
	東京城西	59	12,920.41	218.99	0.00	3,130.55	341.55	16,392.51	2,000			2,000
	東京西南	32	6,575.68	205.49	1,000.00	990.00	140.94	8,706.62	2,000	500		2,500
	東京原宿	12	2,733.24	227.77	0.00	597.50	0.00	3,330.74	2,000			2,000
	東京杉並	38	5,350.00	140.79	1,000.00	1,038.22	1,200.00	8,588.22	1,000			1,000
	東京神宮	29	6,116.32	210.91	0.00	982.46	0.00	7,098.78	2,000			2,000
	東京恵比寿	110	25,780.43	234.37	2,000.00	6,522.13	1,342.28	35,644.84	2,300	500	1,000	3,800
	東京広尾	30	7,792.39	259.75	1,000.00	1,273.65	102.74	10,168.78	2,300	500		2,800
	東京渋谷	34	9,632.32	283.30	1,400.00	1,666.52	335.57	13,034.41	2,300	500		2,800
	東京六本木	55	12,114.14	220.26	1,000.00	2,862.80	0.00	15,976.94	2,300	500		2,800
	東京愛宕	40	9,150.00	228.75	1,000.00	3,617.39	2,301.34	16,068.73	2,300	500		2,800
山の手西	東京インターナショナル ※								1,000			1,000
	東京世田谷	36	8,946.37	248.51	10,000.00	4,441.37	1,684.20	25,071.94	2,000	500		2,500
	東京目黒	32	15,856.74	495.52	0.00	1,038.22	0.00	16,894.96	2,900			2,900
	東京成城	12	1,227.53	102.29	0.00	0.00	40.26	1,267.79	1,000			1,000
	東京クロスシティ	92	16,464.36	178.96	1,000.00	3,061.97	0.00	20,526.33	2,000	500		2,500
	東京城南	9	1,000.00	111.11	0.00	0.00	0.00	1,000.00	1,000			1,000
	東京山の手	78	13,638.69	174.86	0.00	2,462.89	0.00	16,101.58	2,000			2,000
	東京成城新	27	6,050.00	224.07	0.00	944.00	161.04	7,155.04	2,000			2,000
	東京青山	22	5,429.16	246.78	0.00	1,579.67	136.05	7,144.88	2,000			2,000
	東京自由が丘	14	1,696.38	121.17	1,000.00	30.00	67.11	2,793.49	1,000			1,000
	東京米山友愛	34	6,101.43	179.45	0.00	112.74	1,470.00	7,684.17	2,000			2,000
	東京米山 Eクラブ2750	36	4,441.28	123.37	0.00	82.80	0.00	4,524.08	1,000			1,000
	東京代官山	31	340.14	10.97	0.00	0.00	0.00	340.14	340			340

2023-2024年度 国際ロータリー第2750地区ロータリー財団寄付額一覧（2026-27年度地区補助金支給限度額）

	クラブ名	会員数	年次基金		恒久基金	ポリオ・プラス	その他	寄付総額	補助金支給限度額			
			寄付金額	1人当りの額	寄付金額	寄付金額	寄付金額		基本	3部門	上乘	計
多摩南	東京八王子	55	9,225.00	167.73	1,150.00	2,423.76	0.00	12,798.76	2,000	500		2,500
	東京町田	62	10,350.00	166.94	3,000.00	340.14	0.00	13,690.14	2,000			2,000
	東京日野	34	5,235.10	153.97	1,000.00	1,020.00	115.65	7,370.75	2,000	500		2,500
	東京八王子西	105	17,600.00	167.62	0.00	1,251.85	362.42	19,214.27	2,000			2,000
	東京町田中	24	1,150.00	47.92	0.00	0.00	0.00	1,150.00	1,000			1,000
	東京八王子東	34	5,100.00	150.00	0.00	5,122.19	183.67	10,405.86	2,000			2,000
	東京八王子南	78	11,850.00	151.92	1,000.00	2,892.88	0.00	15,742.88	2,000	500		2,500
	東京町田サルビア	39	6,150.00	157.69	1,000.00	1,313.76	0.00	8,463.76	2,000	500		2,500
	東京飛火野	21	6,900.00	328.57	1,000.00	1,186.37	0.00	9,086.37	2,300	500		2,800
	東京町田東	28	4,050.00	144.64	0.00	100.00	0.00	4,150.00	1,000			1,000
多摩中	東京八王子北	44	11,913.33	270.76	1,000.00	2,532.91	0.00	15,446.24	2,300	500		2,800
	東京立川	118	18,858.15	159.81	2,000.00	130.00	0.00	20,988.15	2,000			2,000
	東京小金井	40	6,000.00	150.00	1,000.00	3,507.43	0.00	10,507.43	2,000	500		2,500
	東京国分寺	36	8,788.95	244.14	1,000.00	1,370.52	0.00	11,159.47	2,000	500		2,500
	東京三鷹	39	14,901.35	382.09	37,611.71	4,926.83	2,100.00	59,539.89	2,600	500		3,100
	東京昭島	47	10,200.00	217.02	1,000.00	3,338.39	248.32	14,786.71	2,000	500		2,500
	東京国立	39	4,842.62	124.17	2,100.00	1,207.18	0.00	8,149.80	1,000			1,000
	東京立川こぶし	94	15,295.17	162.71	1,000.00	3,049.40	0.00	19,344.57	2,000	500		2,500
	東京井の頭	26	3,900.00	150.00	2,000.00	1,840.68	20.13	7,760.81	2,000	500		2,500
	東京昭島中央	54	10,000.00	185.19	1,000.00	1,788.22	0.00	12,788.22	2,000	500		2,500
	東京武蔵国分寺	45	9,473.44	210.52	1,000.00	1,690.14	161.74	12,325.32	2,000	500		2,500
	東京小金井さくら	29	1,988.07	68.55	0.00	0.00	752.04	2,740.11	1,000			1,000
	東京国立白うめ	17	1,800.00	105.88	0.00	712.24	34.25	2,546.49	1,000			1,000
多摩東	Eクラブ 東京ビースウィング	21	1,306.86	62.23	0.00	2,612.74	6.71	3,926.31	1,000			1,000
	東京府中	50	3,000.00	60.00	1,000.00	2,190.60	167.79	6,358.39	1,000			1,000
	東京調布	66	10,500.00	159.09	1,000.00	2,284.54	0.00	13,784.54	2,000	500		2,500
	東京多摩	17	900.00	52.94	0.00	673.03	0.00	1,573.03	1,000			1,000
	東京稲城	25	5,049.45	201.98	1,000.00	844.15	0.00	6,893.60	2,000	500		2,500
	東京武蔵府中	36	6,450.00	179.17	0.00	1,299.92	0.00	7,749.92	2,000			2,000
	東京たまがわ	18	3,048.70	169.37	1,000.00	571.95	0.00	4,620.65	2,000	500		2,500
	東京多摩グリーン	18	990.14	55.01	0.00	419.96	689.66	2,099.76	0			0
	東京調布むらさき	66	9,906.14	150.09	1,000.00	5,588.46	155.03	16,649.63	2,000	500		2,500
P	東京iシティ	18	2,800.00	155.56	1,000.00	684.28	134.23	4,618.51	2,000	500		2,500
	GUAM	47	9.55	0.20	500.00	0.00	0.00	509.55	509			509
	SAIPAN	46	5,175.00	112.50	0.00	2,200.00	0.00	7,375.00	1,000			1,000
	TUMON BAY	64	5,160.00	80.63	0.00	0.00	0.00	5,160.00	1,000			1,000
	NORTHERN GUAM	28	2,386.43	85.23	0.00	50.00	10.00	2,446.43	1,000			1,000
	POHNPEI	15	180.00	12.00	0.00	600.00	25.00	805.00	805			805
	PALAU	14	359.55	25.68	0.00	0.00	0.00	359.55	359			359
	GUAM-SUNRISE	16	659.55	41.22	0.00	150.00	0.00	809.55	809			809
	TRUK LAGOON	10	9.55	0.96	0.00	0.00	0.00	9.55	9			9
ロータリーアクト	E-Club of Pago Bay Guam	25	9.55	0.38	0.00	410.00	0.00	419.55	419			419
	中央大学RA		198.68		0.00	204.08	0.00	601.44	1,000			1,000
	Rotaract Club of Marianas		156.00		0.00	0.00	0.00	312.00	1,000			1,000
	Rotaract Club of Saipan		0.00		0.00	102.00	0.00	102.00	500			500
	東京昭島 RA		6.62		0.00	0.00	0.00	13.24	500			500
	東京セントラル RA		6.62		0.00	0.00	0.00	13.24	500			500
	東京田園調布 RA		152.32		0.00	0.00	0.00	304.64	1,000			1,000
	東京恵比寿 RA		33.11		0.00	0.00	0.00	66.22	500			500
	東京府中 RA		0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0			0
	東京銀座 RA		150.00		0.00	120.80	0.00	420.80	1,000			1,000
	東京八王子 RA		0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0			0
	東京日野 RA		0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0			0
	東京日本橋 RA		150.62		0.00	13.25	0.00	314.49	1,000			1,000
	東京西 RA		152.32		0.00	0.00	0.00	304.64	1,000			1,000
	東京オーキッド世田谷南 RA		66.23		0.00	85.81	0.00	218.27	1,000			1,000
	東京渋谷 RA		66.23		0.00	0.00	0.00	132.46	500			500
	東京品川 RA		0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0			0
	東京品川中央 RA		0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0			0
	東京ビジョン RA		6.37		0.00	6.62	0.00	19.36	500			500
	東京ICU RA ※								500			500

2026-27 年度

■地区補助金支給基準

補助金委員会には、それぞれのクラブ担当の委員がおりますので、補助金の申請にあたってのご不明な点等がありましたら、担当委員に必ずご相談ください。

尚、担当委員は、プロジェクトが終了し、最終報告書が提出されるまで、サポートをさせていただきますので、プロジェクト進行上の問題等が起きましたら、遠慮なくご相談ください。

●次の3つの項目のいずれかに該当するクラブは、補助金支給の対象外とします。

1. 3 年前の年次基金への一人あたりの平均寄付額が 0 だったクラブ
2. 2026-27 年度の補助金管理セミナーを欠席したクラブ
3. 地区との MOU を締結していないクラブ

●1プロジェクトあたりの補助金支給基本額を以下の通りとします。

3年前年次基金合計が1,000ドル以下

3年前の年次寄付総額を上限

3年前年次基金が1,000ドル以上で一人あたり

150ドル未満	1,000ドル
150ドルー250ドル未満	2,000
250ドルー350ドル未満	2,300
350ドルー450ドル未満	2,600
450ドル以上	2,900

3年前3部門達成 +500ドル上乗せ

年次基金、恒久基金、ポリオプラス寄付の 3 つの寄付額が地区目標をクリアしたクラブ

3年前年次寄付合計

2万ドルー3万ドル未満	+1,000ドル上乗せ
3万ドル以上	+1,500ドル上乗せ

例：クラブ人数 40 名、年次基金が 7,000ドルで、一人あたり 175ドル(地区目標一人あたり 150ドル)、ベネファクター1名 1,000ドル、ポリオプラス 1,500ドル(地区目標一人あたり 30ドル)だった場合。

基礎額 2,000ドル、3部門達成加算 500ドル、年次寄付合計加算 0ドル、合計 2,500ドル

●クラブ合同プロジェクトの場合は、プライマリークラブの条件に準じます。補助金支給額の上限に上乗せはありません。

●ローターアクトクラブは以下の支給基準になります。

寄付ゼロ	なし
総額150ドル未満	500ドル
総額150ドル以上	1000ドル

年次寄付一人あたりが150ドルを超える場合はロータリークラブに準じる。

(参考:国際的な表彰対象はローターアクトクラブ総額100ドル以上)

●新設クラブについて。

新設クラブについての上限は年次基金150ドル未満と同額	1000ドル
新設ローターアクトクラブの上限は総額150ドル未満と同額	500ドル

●補助金支給の条件と注意点

1. クラブが主催または共催するプロジェクトで、ロータリアン・ローターアクターが積極的、直接的に参加するプロジェクトに限ります。
2. クラブ拠出金の金額はプロジェクト総額の30%を計上してください。実施時に事業総額が減少した場合も30%のクラブ拠出金を維持してください。
3. プロジェクトの実施は、2026年8月1日以降とします。尚、プロジェクトの最終実施日は2027年4月30日までとします。この実施期間以外の費用の支出はできません。
4. 上記の金額はあくまでも上限を設定した金額ですので、ご自身のクラブの補助金支給の上限金額をご確認の上、必要とされる補助金金額を申請してください。
5. 補助金を使用するプロジェクトを行なう際には、必ず報道機関、クラブ会報、ウェブサイト等で広報をしてください。
6. 補助金申請の際には、一旦、ドル換算をしていただき、ドル申請とさせていただきます。その際の換算レートは、2026年4月のロータリーレートとします。尚、支給に際しては、承認をしたドル金額を申請時のレートでクラブが指定した口座に振り込みます。枯渇による減額の無い限り申請時と同額になります。
7. プロジェクト終了後、1か月以内に最終報告書を提出してください。
8. 「ロータリー財団地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」(参考資料ページ参照)を必ず遵守してください。また、後述の「2026-27年度 2750地区の補助金支給条件の留意点」の支給基準にも留意してください
9. 地区補助金の申請は1クラブ1件とします。但し、クラブ合同プロジェクトでプライマリークラブではないクラブは、別途他の地区補助金申請が可能です。

●申請受付期間は以下の通りとします。

受付期間:2026年4月1日(水)～5月15日(金)

※申請期間が45日間に短縮されました。

●オンライン申請時の添付書類は以下の通りとします

1. 宛先がクラブ名の見積書
2. 受益者が団体の場合や協力団体がある場合は、その団体の概要が分かる資料(パンフレット等)
3. 残高が 0 円の補助金専用通帳のコピー

(普通預金口座は2月と8月に利息が入金されますのでご注意ください)

※オンライン申請については、参考資料ページ参照

●申請書で使用する換算レートは以下の通りとします。

申請書で使用するドル円換算レートは、2026 年 4 月のロータリーレートで固定します。

●申請書の審議は以下の通りとします。

1. 毎月 1 回開催される補助金委員会で審議します。
2. 前年度に地区補助金を申請されたクラブで、審議日までに最終報告書が提出されていないクラブは、最終報告書が提出された後に承認とします。尚、申請締め切りの 5 月 15 日までに提出されなかった場合は、取り消しとなりますので、ご注意ください。

●申請後にプロジェクト総額が変更になった場合は、以下の通りとします。

1. プロジェクト総額の増額については、クラブ拠出金の増額で対応してください。
2. プロジェクト総額の減額については、クラブ拠出金の減額はできません。補助金を返金します。残金が 100ドル以上の場合は地区に残金全額を返金してください。残金が 100ドル未満の場合は、クラブ会計のニコニコに繰り入れる処理をしてください。

地区の返金口座が 2025 年 7 月より変更になりましたのでご注意ください。

三菱 UFJ 銀行 五反田支店(店番537) 普通預金 口座番号 0957733

国際ロータリー第2750地区 補助金委員長 勝山 宏則

コクサイロータリーダイニセンナナヒヤクゴジユウチク ホジヨキンイインチョウ カツヤマ ヒロノリ

(旧銀行口座 三井住友銀行 渋谷支店 は使用できません)

●プロジェクト内容変更については、以下の通りとします。

申請後にプロジェクトの内容が大幅に変更になった場合は、原則として変更は認めません。この場合、プロジェクト中止になり、補助金は返金していただきます。返金時の振込手数料は費用計上できます。

中止の理由と決算を報告していただきます。

但し、補助金委員会と資金管理委員会が変更の理由を正当と認めた場合を除きます。この場合、変更理由書(書式自由)の提出が必須となります。

●ロータリー財団が定めたルールにより、以下の目的には地区補助金が適用できません。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的、または過度の支援。
2. 土地、及び建物の購入。

-
-
3. ファンドレイジング(募金)活動。(募金活動が付随していても良いが、募金活動そのものに補助金を使用することは不可)
 4. 地区大会、創立記念式典などのロータリー行事に関連する経費。
 5. 人道的活動、または教育的活動に直接関連していない広報。
ロータリー、地区・クラブの広報や PR が目的のものには地区補助金を利用できません。
補助金資金を使う活動・経費は、ロータリーの広報目的ではないことをご確認ください。
 6. 1,000ドルを超えるプロジェクトの標識(ロータリーの盾、ロゴ、ステッカー、看板等)。
 7. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。
 8. 受益者や協力団体への使途無指定の寄付。
→使途指定の現金寄付を行なった場合は、協力団体の情報、購入品や設置場所の写真、購入した全ての品の領収証のコピーを添付した協力団体からロータリー(ローターアクト)クラブ宛ての領収証が必要。
 9. すでに進行中、または完了した活動と経費。
 10. 受益者から費用を徴収する行事。
 11. ロータリアン、ローターアクター、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリー関係組織、ロータリーの職員、更にこれらの全ての者の配偶者、直系卑属、直系卑属の配偶者に直接利益をもたらすこと。

●青少年交換学生を支援するプロジェクトを計画する場合の留意点は、以下の通りです。

1. 補助金対象となる費用
青少年交換学生の経費(国内旅行、活動費、学用品費等)
 2. 補助金の認められない費用
青少年交換学生の生活費(食費、小遣い等)、引率するロータリアン・ローターアクターの経費、ホストファミリーに対する支払。
- 注意: 1) RI 第 2750 地区では、独自のルールとして、RYLA に対する補助金には適応できません。インターアクトの奉仕プロジェクトのための補助金申請をする場合は、スポンサークラブの申請としてカウントします。
- 2) 青少年交換学生がロータリアンの直系卑属の場合は適用外となりますので、特にご注意ください。

●青少年(未成年)の、「(距離にかかわらず)宿泊を含む旅行」「(宿泊を含むかどうかにかかわらず)移動距離が 150 マイル(約 241km)以上の旅行」「国境をまたぐ旅行」のいずれかが含まれるプロジェクトがある場合は、ロータリー財団担当部署へ確認が必要なため、別紙「青少年の旅行__追加の質問」への回答と提出が必要です。またオンラインセミナーの受講が必須です。

2026-2027 年度

■2750 地区の補助金支給条件の留意点

1. ロータリー財団の運用ルール変更に伴い、従来と変更になった点、補助金プロジェクトの持続可能性を強調するロータリー財団の理念により「特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的支援はできません」

- ①2 年続けて同じ対象には支給できません。
- ②プロジェクト内容を変えても同じ対象に対しては、補助金は支給できません。
- ③従来認められていた生徒が入れ変わる学校も 2 年続けては支給できません。
- ④上記の地域社会の範囲は、市町村となります。

2. 諸手続きについて

- ①協力団体(NPO 法人、行政など)に代金を支払い製品やサービスを購入してもらい受益者に寄贈する場合、協力団体が製品等を購入した際の領収書写しが必要です。
- ②補助金報告書に添付する支払いの証憑は、領収書を基本としますが、請求書と振込記録両方が揃えば承認します。
- ③プロジェクトのすべての入出金は、補助金専用口座にて行ってください。クラブの他の会計口座と混用しないでください。
- ④申請時と実施時において、受益者や費用の使途等を変更することはできません。
状況の変化等がありましたら事前に補助金委員に相談をお願いします。
- ⑤受益者およびプロジェクトに関わる費用の支出先にロータリアン・ローターアクターやその親族・所属する団体や会社等が含まないようにしてください。
- ⑥銀行利息が入金された場合は「クラブ拠出金」としてではなく「その他収入」として計上してください。
- ⑦予算時に予測できなかった銀行振込手数料については計上可能です。

申請時に必要な書類

- 1. オンライン上の申請書入力項目
- 2. 受益者が団体の場合や協力団体がある場合、その団体の資料(オンラインファイル添付資料)
- 3. 見積書(オンラインファイル添付資料)
- 4. 補助金専用口座の通帳のコピー(表紙と残高ゼロのページ)(オンラインファイル添付資料)

報告時に必要な書類

- 1. オンライン上の報告書入力項目
- 2. 広報資料等が必要となります(オンラインファイル添付資料)
例：新聞記事、受益者ウェブサイトの掲載、寄贈品に貼付のクラブ名プレート、受益者からの感謝状
クラブ週報、各種 SNS、※リンクではなく PDF にして添付してください。
- 3. 金銭出納帳(オンラインファイル添付資料) 但し、通帳により明細がわかる場合は不要
※オンラインの場合、2、3の書類は添付ファイルでアップロードしてください。
※添付できるファイル形式は、PDF、JPG、PNG のみです。ワード、エクセル、ZIP その他は不可。

参加者の安全を守るため所定の方針に従う必要があります。ロータリー章典 2.120.3.「青少年の旅行および宿泊」、成人参加者の選考や危機管理等について 2.120.4.「クラブと地区の要件」をご参照ください。

ロータリー章典 <https://my.rotary.org/document/rotary-code-policies>

2.120.3.「青少年の旅行および宿泊」の 2 について

- 青少年参加者は、親または保護者と相談の上、性別アイデンティティやその他のニーズに対応するための特別な手配がされていない限り、同年代かつ同性の他の青少年参加者と部屋を共有することが求められます。
- ロータリーは、宿泊中に青少年がベッドを共有することを強く禁止しています。
青少年は、各生徒参加者の両親または保護者から明示的かつ書面による許可が得られた場合のみ、同性の他の青少年と同一のベッドで宿泊させることができます。書面による許可が得られていない生徒については、ロータリーのポリシーに準拠するため、単室(single room)での宿泊施設に滞在します。
- 青少年参加者は、他の青少年とのみ部屋を共有し、成人の世話役(付き添い)とは共有しないこと。
成人の世話役(付き添い)は、近くの部屋で宿泊し、定期的な確認を行うことが推奨されます。これにより、プライバシーを確保しつつ安全性を維持できます。(青少年参加者の状況に応じて、成人の世話役(付き添い)は、両親／保護者と青少年参加者本人の双方の許可を得た場合のみ、青少年参加者と同じ部屋に滞在することが可能です。)

2.120.4.「クラブと地区の要件」の 3 について

児童学園の職員のみには監督を任せるのではなく、ロータリアンの成人／ボランティアも旅行の監督を行うべきだと提案します。

また、未成年参加者と一緒に活動するロータリー会員は、My ROTARY の「青少年の保護」ページ、「ロータリー青少年保護の手引き」を確認し、「青少年プログラム参加者の保護」(オンラインコース)を受講しておくようお願いいたします。

- [My ROTARY「青少年の保護」](#)
- [ロータリー青少年保護の手引き\(PDF\)](#)
- [青少年プログラム参加者の保護](#)

※ラーニングセンターでのオンラインコース。My ROTARY へのログインが必要

20 - 年度 地区補助金利用申請について追加の質問

下記項目についてこの文書への追記をしてご回答を宜しくお願いします。

記入日： 年 月 日

ロータリークラブ名：

記入者氏名：

役職名：

青少年(未成年)の、

- ・国境をまたぐ旅行
- ・(宿泊を含むかどうかにかかわらず)移動距離が 150 マイル(約 241km)以上の旅行
- ・(距離にかかわらず)宿泊を含む旅行

上記いずれかが含まれるプロジェクトでは、旅行について担当部署への確認が必要なため、大変恐れ入りますが下記の質問事項へご回答をお願いいたします。

《質問事項》

1. 青少年参加者の年齢は何歳ですか。
2. 青少年参加者は何名ですか。
3. 世話役(付き添い)となるのは誰ですか。また、何名の成人が世話役を務めますか。
4. 活動の期間はどのくらいですか。
5. 参加者の自宅(地元)から活動の場所へのおおよその距離(km)はどのくらいですか。
参加者が地区外および／または国外へ行く場合、どの地区または国に行く予定ですか。
6. 宿泊の形式はどのようなものですか。また、誰が参加者のホストとなりますか。ホストファミリーが手配される場合、各家庭に何名の参加者が滞在する予定ですか。(ホテル等の施設に滞在するか、ホームステイか／同じ部屋に何名泊まるか／付き添いの大人は同室か別室か、等)
7. 未成年参加者と一緒に活動するロータリー会員は、My ROTARY の「青少年の保護」ページ、「ロータリー青少年保護の手引き」を確認し、「青少年プログラム参加者の保護」(オンラインコース)を受講完了しましたか。

オンライン申請書・報告書の作成方法

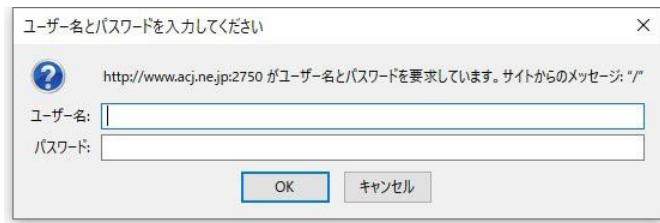
システムへのログイン

オンライン申請及び報告は、下記のサイトにアクセスします。

<https://rid2750.org/trf/>

「補助金委員会-Grants Sub Committee」のページで「2025-26 年度 DG オンライン申請システム」をクリックしてください。

ログイン画面が表示されます。クラブに配布される ID とパスワードを入力し、ログインします。



RID2750ロータリー財団 補助金委員会



2026-27年度 DG申請書・報告書データベース

申請書の新規作成

※申請書の新規作成時のみ
(作成後は下記のボタンで編集)

申請書の編集/ 報告書の作成と編集

新規作成の場合

「新規作成」ボタンをクリックします。新規作成は1年に1回だけです。

次回からは申請書の編集/ 報告書の作成と編集ボタンをクリックして、一覧表よりクラブを選択して編集継続をしてください。

ユーザー入力提出日を記入してください。

2024-25年度地区補助金申請用 (2024年4月1日～5月31日)

クラブ名

提出日 (自動記録) : 2024/4/22 01:30:49

ユーザー入力提出日 :

※日付は年/月/日の形式でご入力ください

ロータリークラブ	グループ: *選択してください* ▼	クラブ名: *選択してください* ▼	担当委員: 自動入力 されます
プロジェクト名			
実施場所			
期間 (西暦)	予定開始日:	～	予定終了日:
	※日付は年/月/日の形式でご入力ください		

グループを選択すると、グループ所属のクラブ名が表示されます。クラブ名を選択すると、担当者名も自動的に入力されます。

申請書
2024-25年度地区補助金申請用 (2024年4月1日～5月31日)
Keisuke Shimatani 提出日 (自動記録) : 2023/12/22 01:43:28 ユーザ入力提出日 :
ロータリークラブ: グループ: *選択してください* クラブ名: *選択してください* 担当者: 自動入力
プロジェクト名: *選択してください*
実施場所: 千代田 G
山の手東 G
山の手西 G
期間 (西暦): 予定開始日: 山の手西 G 月/日の形式 予定終了日: *日付は年/月/日の形式で入力してください* ※日付は年/月/日の形式で入力してください
プロジェクトの概要
1. このプロジェクトで何をしますか?
2. このプロジェクトの恩恵を受ける人々の数はどのぐらいですか?
3. プロジェクトの受益者は誰ですか、またどのような恩恵を受けますか?

データを入力します。プロジェクトのための収入合計額、プロジェクト支出合計額及びプロジェクト総予算 (U\$ 換算) は、自動的に計算されます。

7. 協力団体が関与している場合
収入源 使用通貨 = JPY
収入源 通貨 金額
1. 地区補助金申請額 JPY 0
2. クラブ提出金 JPY 0
3. その他の資金 (具体的に記入)
1) JPY 0
2) JPY 0
3) JPY 0
4) JPY 0
5) JPY 0
プロジェクトのための収入合計額 JPY 0
支出 (具体的に書きください。) 使用通貨 JPY 為替レート110=1米ドル
予算項目 業者名 通貨 金額
1. JPY 0
2. JPY 0
3. JPY 0
4. JPY 0
5. JPY 0

見積書やチェックリスト、資料などの添付ファイルのアップロード

「ファイルの選択」ボタンをクリックし、添付するファイルの一つを選択します。複数選択はできません。

●アップロードファイル※必ずPDFにしてアップロードしてください ファイルの選択 ファイルが選択されていません 保存

※アップロードを行ったら、下記にチェックを入れてください。また、ファイル名の先頭に「申請-」と入れてください。

- ①見積書 (必須) ☐
- ②補助金専用口座通帳コピー (必須) ☐
- ③受益者資料 ☐
- ④参加団体資料 ☐
- ⑤その他 ☐

※アップロードファイルは、画面の一番下に表示されます。

ファイルを選択するとファイル名が表示されますので、「保存」をクリックしてください。

アップロードされると、画面最下部に表示されます。

複数ファイルを添付するにはこの作業を繰り返してください。

●アップロードファイル※必ずPDFにしてアップロードしてください

ファイルの選択

申請-預金通帳.pdf

保存

※アップロードを行ったら、下記にチェックを入れてください。また、ファイル名の先頭に「申請-」と入れてください。

①見積書（必須） ☐

②補助金専用口座通帳コピー（必須） ☐

③受益者資料 ☐

④参加団体資料 ☐

⑤その他 ☐

※アップロードファイルは、画面の一番下に表示されます。

申請書の提出

入力が終了したら、「提出」を選択します。

●チェック項目

※下記の各項目を確認し、該当する項目で「○」を選択してください。

①2024-25年度に地区補助金（DG）を使用した場合、その報告書は提出済みである	☐
②見積書の宛先はクラブ名になっている。	☐
③2025年4月のロータリーレートを入力している。	☐
④開始日～終了日は8月1日～翌年4月30日の範囲である。	☐
⑤合同プロジェクトを除き、同年度中の申請はこの1件だけである	☐
⑥受益者が団体の場合、概要が知れる資料（パンフレットなど）を添付してある	☐
⑦補助金管理口座は専用口座であり、残高はゼロ（0）となっている。	☐
⑧前年度と異なるプロジェクトである。また受益者も異なるプロジェクトである。	☐
⑨受益者は、ロータリアン、その親族、関係者以外の者になっている。	☐
⑩プロジェクトには、募金活動（チャリティ活動、資金集め等）を含んでいない内容の申請である。	☐
⑪プロジェクトに関わるロータリアンの経費（交通費、入場料、食費等）は見積から除外されている。	☐
⑫支出先業者にロータリアン及びその家族の経営又は勤務する会社等を含まない。	☐
⑬プロジェクト広報のための経費は見積もりから除外されている。	☐

●すべての必要情報が揃いましたら、下記の「提出」を選択して保存してください。

提出 ☐

※保存ボタンは、画面のトップにあります。

すべての入力が終了したら、画面上に戻り「保存」ボタンをクリックし、「閉じる」をクリックします。これで申請が完了します。

新規作成 編集 開く 保存 閉じる

既に入力・登録したものは一覧表にデータが表示されます。

修正する場合は、保存されている入力データを選択して「編集/開く」ボタンをクリックします。

新規作成編集/開く保存閉じる

アクセス者: Keisuke Shimatani / ユーザデータ作成日: 2023/12/22 01:50:35 / ユーザ最終保存日: 2023/12/22 01:50:35

Rotary Foundation

ロータリー財団地区補助金(DG)申請書

R12750地区補助金委員会

申請書

承認番号:

申請書

2024-25年度地区補助金申請用(2024年4月1日~5月31日)

Keisuke Shimatani 提出日(自動記録): 2023/12/22 01:50:35 ユーザ入力提出日: ※日付は年/月/日の形式でご入力ください

ロータリークラブ

グループ: 山の手西G

クラブ名: 東京山の手RC

担当委員: 山崎

プロジェクト名

非営利団体との共催事業

実施場所

期間(西暦)

予定開始日: 月/日の形式でご入力ください

~

予定終了日: ※日付は年/月/日の形式でご入力ください

プロジェクトの概要

1. このプロジェクトで何をしますか。

↓

新規作成編集/開く保存閉じる

アクセス者: Keisuke Shimatani / ユーザデータ作成日: 2023/12/22 01:50:35 / ユーザ最終保存日: 2023/12/22 01:50:35

Rotary Foundation

ロータリー財団地区補助金(DG)申請書

R12750地区補助金委員会

申請書

承認番号:

申請書

2024-25年度地区補助金申請用(2024年4月1日~5月31日)

Keisuke Shimatani 提出日(自動記録): 2023/12/22 01:50:35 ユーザ入力提出日: ※日付は年/月/日の形式でご入力ください

ロータリークラブ

グループ: 山の手西G

クラブ名: 東京山の手RC

担当委員: 山崎

プロジェクト名

非営利団体との共催事業

↓

グループ別

グループ名	クラブ名	プロジェクト名	開始日	終了日
▼PBG	Guam-Sunrise RC			
▼京浜G	東京高輪RC	防風林植樹プロジェクト	2021/07/12	
	東京田園調布RC	大田区子ども食堂への保存食品・保健衛生用品などの支援	2020/08/30	
	東京品川RC	品川区のひとり親世帯と子ども食堂	2021/03/31	
	東京品川中央RC	小さな石から岩絵の具を作るワークショップ	2020/12/06	
	東京大崎RC	バラスポーツ体験授業		
	東京白金RC	視覚チャレンジャー(障害者)に香り・においのある絵本を届ける	2021/04/30	
▼銀座・日本橋G	東京銀座RC	特定非営利法人農学校のコミュニティエリア整備等の支援	2020/11/30	
	東京中央新RC	ひとり親家庭の子どもたちへの野菜ボックスギフトプロジェクト	2020/08/30	
	東京山王RC	ウイルスに負けるな 衛生用品プレゼント	2020/12/25	
	東京あけぼのRC	おけぼのデフサッカー体験イベント	2020/12/13	
	東京銀座新RC	榎原村湯久保地区植樹プロジェクト	2021/04/30	
	東京中央RC	チャリティコンサートDream7	2021/03/31	
	東京日本橋RC	心をつなぐPJ 福島請戸小学校同窓会と聖火リレー応援	2021/03/27	
	東京シティ日本橋RC	日本橋中学校への教育支援(ドイツ国際平和村の紹介)	2020/11/20	
▼山の手西G	東京成城新RC	新型コロナウイルス感染防止対策とコロナのため室内にて体を動かす任天堂の機材を寄贈	2021/02/28	
	東京米山ロータリークラブ2750	医療物資N95支援プロジェクト	2020/12/31	
	東京山王RC		2021/04/30	

www.aq.jp2750-dg2750-202021.net/d/d3768f219ed64cc4925844e003690be/5185a13957d4ff47492585d80057b8c770OpenDocument

※報告書は、申請書の後にあります。「編集/開く」ボタンで編集モードにして入力してください。

※報告書の承認は表示がありません。「クラブ様と担当委員のやりとり」欄に承認日を記載します。

37

2026-27 年度

■グローバル補助金支給基準

補助金委員会には、グローバル補助金の専門チームを配置しています。

グローバル補助金を申請される際には、このグローバル補助金専門チームに必ず DDF の申請をする前に連絡をとり、事前の打ち合わせをしてください。当地区専用の「DDF 申請フォーム」が第2750地区ウェブサイトよりダウンロードできます。グローバル補助金担当者は、プロジェクトの立案、資金計画、申請書の作成方法等のアドバイスをさせていただきます。

グローバル補助金の利用申請件数の急増のため、昨年度は GG 原資が枯渇しました。そのため、長期間変更のなかったグローバル支給基準を大幅に変更しました。

●次の 3 つの項目のいずれかに該当するクラブは、補助金支給の対象外とします。

1. 3年前の年次基金への一人あたりの平均寄付額が0だったクラブ
2. 2026-27 年度の補助金管理セミナーを欠席したクラブ
3. 地区との MOU を締結していないクラブ

●グローバル補助金の対象となるプログラムの条件

1. 7重点分野の一つ以上に関連しているプロジェクトであること

- 1) 平和構築と紛争予防
- 2) 疾病予防と治療
- 3) 水と衛生
- 4) 母子の健康
- 5) 基本的教育と識字率向上
- 6) 地域社会の経済発展
- 7) 環境の保全

2. 持続可能なプロジェクトであること

補助金終了後も地域社会の人々が自力でニーズに取り組めるよう支援することによって長期的な解決策をもたらすこと

3. 測定可能なプロジェクトであること

評価に用いる基本データを記録し、少なくとも 3 年間どのような変化がもたらされたかを具体的に示せるようにすること

4. プロジェクト終了後 2 ヶ月以内に最終報告書を提出すること

5. 中間報告をすること

プロジェクト期間は 1 年以上でも問題ないが、12 ヶ月毎に中間報告書を提出する必要があります。(補助金の支払日を起算として 12 ヶ月以内に提出する)

6. 「ロータリー財団地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件」を遵守すること

7. プロジェクト総額が 30,000 ドル以上であること

●補助金について

グローバル補助金は WF(国際財団活動資金)と DDF(地区活動資金)からの補助金の両方から受け取ることができます。

ロータリー財団からの補助金(WF 国際財団活動資金)

それぞれの地区からの DDF に対しては 80%の割合で支給されます。WF の最高授与額は 400,000 ドルです。WF の最低授与額は廃止されました。尚、プロジェクト実施国側の最低拠出金に関する制約はありません。

地区活動資金(DDF)からの補助金

グローバル補助金にはロータリー財団からの補助金(WF)だけでなく、地区の DDF からグローバル補助金用の予算も使うことができます。申請はまず、地区補助金委員会に連絡し、オンライン申請入力後、PDF 化して補助金委員会宛てに提出してください。また、可能な限り見積書のコピーを添付して下さい。

注:クラブから提出された DDF からの補助金申請が補助金委員会で承認されていない場合は、本申請の承認ができませんので、ご注意ください。

申請受付期間 2026 年 3 月 1 日から 2027 年 1 月 31 日

※年度ごとに申請条件が変わる可能性があります。申請書(ドラフト)作成はいつでも行えます。

支給額

RI 第 2750 地区内のクラブがプライマリースポンサー(インターナショナルスポンサー又はホストスポンサー)になるプロジェクトの場合は、各プロジェクトへの DDF 交付額はクラブの拠出金の最大5倍となります。1件につき 15,000 ドルを上限としますが合同プロジェクト等プロジェクト内容、規模によっては上限を上回る(上限は 25,000 ドル)場合もあります。また、地区内のクラブがプライマリースポンサー以外の協力クラブ(協同提唱者)としてプロジェクトに参加する場合は、DDF はクラブ拠出金1倍まで(上限は 10,000 ドル)となります。

●グローバル補助金の申請について

地区 DDF を使用する場合は、DDF 利用申請書を提出し確認をもらってから、マイロータリーの補助金センターでオンライン申請します。GG 申請書(ドラフト)を作成したら PDF で出力して補助金委員会に提出して下さい。オンライン申請はクラブのプロジェクト担当者が直接入力する必要があります(補助金委員会での入力代行はできません。但し入力方法のアドバイスは致します)。DDF 使用の場合はガバナー、地区ロータリー財団委員長(チェック)の署名が必要です。

●グローバル補助金の申請の際に現地調査が義務付けられました。

2018 年 7 月 1 日より、グローバル補助金の申請には、現地調査を行なうことが義務付けられました。この現地調査を行なうことによって、プロジェクトを行なう際に最も重要なニーズを知る必要があります。この現地調査は、実施国側のロータリークラブでも援助国側のロータリークラブでも、どちらが行なっても構いません。基本的には、経費の関係から実施国側のロータリークラブに行なっていただく方が良いかと思えます。

この現地調査の方法として、「フォーラム(住民会合)の開催」「アンケート調査の実施」「インタビュー調査の実施」「フォーカスグループ(座談会)の開催」「地域リソース調査の実施」「マッピング調査の実施」の 6 つの方法があります。数人の地元関係者と話をするだけでは、地域社会のニーズを理解することができません。しっかりとした調査を是非行なってください。

「現地調査の方法」並びに、調査結果の報告用の「地域社会調査の結果フォーム」につきましては、地区ロータリー財団委員会のホームページ(<https://rid2750org/trf/>)でご確認ください。

●申請受付期間の中断

2026 年 3 月 1 日から随時申請可能となります。第2750地区の DDF が枯渇した場合、ロータリー財団の WF がなくなった場合は受付終了となります。

●グローバル補助金のながれ

申請(地区 DDF を使用する場合は補助金委員会の承認が必要です)

- ①補助金委員会に相談
- ②補助金委員会に DDF 利用申請書を提出
- ③マイロータリーで GG 申請書(ドラフト)を作成する。これを PDF ファイルにして提出
- ④地区補助金委員会で DDF の使用承認
(地区 DDF を使用する場合はガバナー、地区ロータリー財団委員長が署名を行う)
- ⑤ロータリー財団本部の職員が申請内容を確認
(不足資料がある場合はロータリー財団職員より直接プロジェクト担当者に連絡があります)
- ⑥ロータリー財団本部の承認

(提唱者に承認の通知、支払方法の連絡があります)

※ロータリー財団本部が申請に必要な情報を受理した時点から承認まで約 4 週間かかります。

尚、申請後 6 ヶ月以内に承認されない場合、申請は取り消されます。

- ④以降は提唱者(クラブ)とロータリー財団本部の直接のやり取りとなります。

支払

- ①提唱者が銀行口座情報を提出、同意書に署名、クラブ拠出分を支払う。

- ②ロータリー財団本部からの補助金の支払い。

※ロータリー財団本部が銀行口座情報、署名済みの契約書、クラブ／地区からの拠出分を受理した時点から補助金の支払まで約 2～4 週間かかります。

報告

- ①提唱者がプロジェクト終了迄 12 ヶ月毎にオンラインで中間報告書を提出。最終報告書はプロジェクト終了後 2 ヶ月以内。
- ②ロータリー財団本部職員が内容を確認(不足情報があればロータリー財団職員より直接プロジェクト担当者に連絡があります)
- ③適切な最終報告書が受理された時点で補助金プロジェクトが終了となります。(プロジェクト完了の連絡が提唱者に送付されます)

●その他の注意事項

- ①クラブは同時に1件のプロジェクトのプライマリースポンサー(代表協同提唱者)になることができます。プロジェクトが終結(最終報告書が TRF に受理された後)すればカウントの対象外です。また、プライマリースポンサー以外(協同提唱者)の場合は 2 件までです。ただし、ロータリー財団奨学生のスポンサークラブになる場合はカウントしません。
- ②補助金はプロジェクト毎に専用口座を開設し管理する必要があります。(無利息型の口座を推奨、残高をゼロにすることにより再利用は可能)補助金の受領や業者への支払い等、全て当該口座より行って頂きます。補助金の使用が終了した後、通帳は 10 年間保存する必要があります。
- ③グローバル補助金の総予算額は30, 000ドル以上になります。この最低支給限度額に満たない場合は対象外になります。なお、WF からの支給額の上限は400, 000ドルです。
- ④グローバル補助金では、評価に用いる基本データを記録し、少なくとも 3 年間どのような変化がもたらされたかを具体的に調査をしなければなりません。ロータリー財団からの監査が入る場合がありますので、プロジェクト終了後 3 年間の調査結果を必ずクラブで保管してください。

●グローバル補助金の構成の例

例： グローバル補助金 予算額 3 万ドルの場合

クラブ・地区・他		現金	DDF	WF 予定額
実施国	RIDxxxx		1,000	800
援助国	RID2750		14,000	11,200
	〇〇RC	3,000		
合計		3,000	15,000	12,000
総合計		30,000		

WFの予定支給額：DDFの80%、現金拠出額に対しては0%

現金拠出には手続き費用として5%の追加が必要

(情報研究会 ロータリー財団ハンドブックより)

●DDF 申請書（エクセル形式）

国際ロータリー第2750地区

グローバル補助金DDF申請書

年 月 日

クラブ名			
連絡担当者名		携帯番号	
	メールアドレス		
事業名称			
実施場所			
事業概略			
実施国クラブ	地区	クラブ名	
援助国クラブ	地区	クラブ名	
事業全体予算			
自クラブ拠出金		DDF希望額	

第 2750 地区ウェブサイト ロータリー財団委員会ページ よりダウンロード可能。
<https://rid2750.org/trf/>

2024-25 Global Grant 伊藤年度

項目	詳細	金額	残高
----	----	----	----

年次基金（シェア）寄付の47.5% - 寄付年度：2021-22

\$377,086.26

恒久基金（シェア）の使用可能な収益の50%

\$79,907.88

繰り越し額の合計

\$114,910.00

	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
各年度からの繰り越し額	\$114,910.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00

Donation 寄贈先：PP - DDF Funded (Program Year 2021)

(\$80,000.00)

DDF寄贈の合計 (\$80,000.00) \$491,904.14

Project Funding	DG2567226 RID2750	District Grant for 74 clubs	(\$225,732.00)
Project Funding	GG2465160 Chuo Shin	Scholarship Yonekura	(\$22,222.00)
Project Funding	GG2466072 Ebisu	Scholarship Uchiyama	(\$22,222.00)
Project Funding	GG2466197 Chofu Murasaki	Scholarship Namura	(\$22,222.00)
Project Funding	GG2567892 Tokyo-West Saipan	Disease prevention & treatment	(\$20,000.00)
Project Funding	GG2571104 Setagaya Thailand	Disease prevention & treatment	(\$30,000.00)
Project Funding	GG2573826 Crosscity Korea	Disease prevention & treatment	(\$2,500.00)
Project Funding	GG2574797 YoneyamaUI India	Disease prevention & treatment	(\$15,000.00)
Project Funding	GG2576705 Inagi	Scholarship Tanaka	(\$22,222.00)
Project Funding	GG2579741 Suginami	Scholarship Kiyomoto	(\$22,222.00)
Project Funding	GG2579853 Tokyo-South	Scholarship Tsutsumi	(\$22,222.00)

DDF資金調運／使用の合計 (\$426,564.00) \$65,340.14

Returned Funds DG2567226 RID2750 \$5,832.55

DDF返還額の合計 \$5,832.55 \$71,172.69

年度別のDDF残高（推定）	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25	繰り越し額 地区：2750
	\$34,910.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$36,262.69	\$71,172.69

West 西
Setagaya 世田谷
Crosscity クロスシティ
YoneyamaUI 米山友愛
北マリアナ諸島連邦区 における遠隔医療の支援
ウェーノンイ病院 医療機器寄付プロジェクト
ラファエル・ナスム・ホームレスクリニック慢性疾患管理支援事業
シュリ・プラヤグダム・トラスト慈善病院への医療機器の寄付

DG2567226

2024-25 DG利用状況 伊藤年度

活動名			
プロジェクト概要			
プログラム年度	2025	主な重点分野	N/A
実施国側クラブ		援助国側クラブ	
実施国側地区	2750	援助国側地区	
実施国側ゾーン	2	援助国側ゾーン	
実施国側代表連絡者	Yasushi Tanaka	援助国側代表連絡者	
		担当職員	Ayano Mochizuki

国際財団活動資金（WF）		直近の補助金支払日	06-Aug-2024
資金総額	\$225,732.00	補助金支払総額（米ドル）	\$225,732
予算総額	\$225,732.00		

現在の状況	Closed	承認日	29-Jul-2024
次の報告期限		報告期限からの超過日数	
報告を免除された提唱者		補助金終了日	22-Jul-2025

地区補助金の活動

Activity Category	活動の種類	プロジェクトの実施地	配分計画（米ドル）	実際の配分額（米ドル）	地区／クラブ
* Administration	Administration	N/A	\$300	\$215	District 2750
* Contingency	Contingency	N/A	\$1,949	\$0	District 2750
* District support	Grant management seminar	Guam	\$2,500	\$0	District 2750
* District support	Grant management seminar	Japan	\$15,000	\$10,749	District 2750
1 Community development	Construction/renovation	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Akishima
2 Community development	Food/hunger	Japan	\$3,446	\$3,594	Tokyo Atago
3 Community development	Food/hunger	Japan	\$4,950	\$5,163	Tokyo Chuo
4 Community development	Food/hunger	Japan	\$3,736	\$3,896	Tokyo Hachioji East
5 Community development	Food/hunger	Japan	\$1,542	\$1,608	Tokyo Inokashira
6 Community development	Food/hunger	Japan	\$4,888	\$5,099	Tokyo Seijo Shin
7 Community development	Food/hunger	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Seinan
8 Community development	Food/hunger	Japan	\$5,158	\$5,380	Tokyo-Setagaya
9 Community development	General	Japan	\$2,106	\$2,196	Tokyo Hachioji North
10 Community development	General	Japan	\$1,880	\$1,557	Tokyo Konan Marine
11 Community development	General	Japan	\$1,880	\$1,659	Tokyo Kunitachi Shiroume
12 Community development	General	Japan	\$4,042	\$4,216	Tokyo Musashi Kokubunji
13 Community development	General	Japan	\$1,002	\$1,045	Tokyo Shirokane

14	Community development	Safety/emergency preparedness	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Koganei
15	Community development	Safety/emergency preparedness	Japan	\$1,743	\$1,818	Tokyo Kunitachi
16	Community development	Safety/emergency preparedness	Japan	\$2,106	\$2,196	Tokyo Shinagawa
17	Community development	Sports/recreation/playgrounds	Japan	\$2,801	\$2,922	Tokyo Kamata
18	Community development	Sports/recreation/playgrounds	Japan	\$3,759	\$3,921	Tokyo Shibuya
19	Community development	Sports/recreation/playgrounds	Japan	\$1,880	\$1,961	Tokyo Tama
20	Community development	Sports/recreation/playgrounds	Japan	\$1,868	\$1,948	Tokyo Tamagawa
21	Community development	Sports/recreation/playgrounds	Japan	\$2,449	\$1,800	Tokyo Tobihino
22	Education	Arts/music	Japan	\$1,572	\$1,640	Tokyo Chuo Shin
23	Education	Arts/music	Japan	\$1,865	\$1,946	Tokyo Ginza
24	Education	Arts/music	Japan	\$2,348	\$2,450	Tokyo Hino
25	Education	Arts/music	Japan	\$4,982	\$5,197	Tokyo-West
26	Education	Arts/music	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Yamanote
27	Education	General	Japan	\$4,700	\$4,903	Tokyo Ebisu
28	Education	General	Japan	\$1,579	\$1,647	Tokyo Hachioji South
29	Education	General	Japan	\$583	\$609	Tokyo i City
30	Education	General	Japan	\$3,024	\$3,155	Tokyo Inagi
31	Education	General	Japan	\$3,050	\$3,182	Tokyo Musashi Fuchu
32	Education	General	Japan	\$1,706	\$1,004	Tokyo Nihonbashi West
33	Education	General	Japan	\$1,401	\$1,134	Tokyo Nishi (West)
34	Education	General	Japan	\$767	\$800	Tokyo Osaki
35	Education	General	Japan	\$3,747	\$3,909	Tokyo Shimbashi
36	Education	General	Japan	\$1,407	\$1,299	Tokyo Vision
37	Education	General	Japan	\$1,880	\$1,684	Tokyo Yoneyama Yuai
38	Education	General	Taiwan	\$1,880	\$1,961	Tokyo Akebono
39	Education	Scholarship primary/secondary	Myanmar	\$1,579	\$1,647	E-Club of District 2750, Tc
40	Education	School supplies/equipment	Japan	\$1,868	\$1,948	Tokyo Koganei-Sakura
41	Education	School supplies/equipment	Japan	\$4,042	\$4,216	Tokyo-Minato
42	Education	School supplies/equipment	Japan	\$2,978	\$3,106	Tokyo-Shiba
43	Education	School supplies/equipment	Japan	\$2,632	\$2,745	Tokyo-South
44	Education	Special education	Japan	\$849	\$886	Tokyo Aoyama
45	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$1,046	\$1,091	Tokyo Azabu
46	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Chofu
47	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$3,306	\$3,449	Tokyo Crosscity
48	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$1,071	\$748	Tokyo Global
49	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$4,042	\$4,216	Tokyo Kokubunji

50	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Machida-Salvia
51	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$2,820	\$2,822	Tokyo Seijo
52	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$2,490	\$2,597	Tokyo Tachikawa Kobushi
53	Environment	Environmental education	Japan	\$2,820	\$2,942	Tokyo Machida East
54	Environment	Environmental education	Japan	\$2,099	\$2,190	Tokyo-Meguro
55	Environment	Environmental education	Japan	\$5,828	\$6,079	Tokyo Mitaka
56	Environment	Restoration/conservation	Japan	\$2,820	\$2,942	Tokyo Machida
57	Environment	Trees/plants	Japan	\$1,410	\$1,471	Tokyo Ginza
58	Environment	Trees/plants	Japan	\$1,536	\$1,603	Tokyo Takanawa
59	Health	Disease prevention	Japan	\$3,608	\$3,764	Tokyo Hiroo
60	Health	Disease prevention	Japan	\$2,464	\$2,569	Tokyo Shinagawa Chuo
61	Health	Disease prevention	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Sunrise Shiodome
62	Health	Medical supplies/equipment	Japan	\$1,053	\$1,098	E-Club of Tokyo Peace W
63	Health	Medical supplies/equipment	Japan	\$3,595	\$3,750	Tokyo Jingu
64	Health	Medical supplies/equipment	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Roppongi
65	Health	Medical supplies/equipment	Mongolia	\$4,982	\$5,197	Tokyo Akishima Chuo
66	Health	Medical supplies/equipment	Thailand	\$790	\$445	Chuo University
67	Health	Mental health	Japan	\$3,972	\$4,143	Tokyo Nihonbashi
68	Peace	Advocacy/assistance for at-risk populations	Japan	\$4,700	\$4,903	Tokyo Tsukiji
69	Peace	Advocacy/assistance for at-risk populations	Poland	\$3,760	\$2,644	Tokyo Sanno
70	Peace	Leadership development/education	Northern Marian	\$2,000	\$1,705	Saipan
71	Water	Supply/access/filtration	Thailand	\$4,982	\$5,197	Tokyo Chofu Murasaki
72	Water	Supply/access/filtration	Thailand	\$3,760	\$3,922	Tokyo Hachioji West
73	Water	Toilets/sanitation/hygiene	Cambodia	\$1,394	\$1,455	Tokyo-Omori
74	Water	Toilets/sanitation/hygiene	Nepal	\$1,880	\$1,961	Tokyo Ginza New

Total \$225,732 \$220,290

2024-25年度 DG事業一覧（承認番号順）

番号	グループ	クラブ名	プロジェクト名
24-01	多摩中	国立白うめ	第4回くにたち童謡歌唱コンクール
24-02	京浜	品川中央	介護ワークショップ
24-03	山の手西	成城	東京都城西地域の小学四年生の少年サッカー大会
24-04	山の手東	広尾	難聴を抱える高齢者へ軟骨伝導イヤホン寄贈
24-05	千代田	みなと	港区児童相談所支援プロジェクト
24-06	銀座・日本橋	あけぼの	みんなでキラキラ体験・Let' Go 台湾
24-07	山の手東	愛宕	困窮若者支援事業
24-08	多摩東	武蔵府中	公立保育所へのデジタル化サポート事業
24-09	千代田	芝	港区学童クラブ応援プロジェクト
24-10	多摩東	調布	市内養護施設支援事業
24-11	山の手東	恵比寿	デフスポーツ啓発イベントP J
24-12	RAC	銀座RAC	中央区の森への植樹
24-13	千代田	新橋	先天性四肢障害についての啓蒙活動プロジェクト
24-14	多摩中	国立	災害用折り畳み簡易ベット寄贈
24-15	銀座・日本橋	山王	ウクライナ避難民支援
24-16	多摩南	町田東	第26回地球環境保全ポスター展
24-17	多摩中	立川こぶし	ジュニアバスケットボール大会
24-18	多摩中	三鷹	ICU三鷹キャンパスの森継続プロジェクト
24-19	多摩南	町田	芹ヶ谷 里山・せせらぎ保全～ホール来い～
24-20	多摩南	町田サルビア	ふれあいサッカー
24-21	山の手西	クロスシティ	子ども発達相談センター遊具寄贈pj
24-22	山の手東	西	障害のあるミュージシャンによる音楽イベント
24-23	多摩中	武蔵国分寺	新庁舎完成「みんなの時計」プロジェクト
24-24	多摩中	昭島	昭島駅南口周辺公共施設案内板リニューアル
24-25	多摩中	国分寺	東京国分寺RCカップ
24-26	千代田	サンライズ汐留	バリアフリーハートフルプロジェクト
24-27	山の手西	山の手	TOGETHERS トゥゲザーズ
24-28	多摩中	小金井	防災キャビネット寄付事業
24-29	多摩中	小金井さくら	小金井市立各小学校への図書寄贈
24-30	RAC	西RAC	食品サンプル作り体験
24-31	山の手西	成城新	世田谷区食料支援プロジェクト
24-32	山の手東	西南	「子ども食堂」にお米配布支援
24-33	山の手西	米山友愛	ラオス障害者-日本研修支援プロジェクト
24-34	RAC	ビジョンRAC	クリスマスランチ会プロジェクト
24-35	多摩東	たまがわ	たまがわにこにこみんなの広場
24-36	多摩東	調布むらさき	タイ国アカ族ホイサン村への浄水施設・児童用図書の寄贈
24-37	多摩中	昭島中央	海をわたる子ども用車椅子プロジェクト
24-38	京浜	港南マリーン	食の旬で東京と地方（勝浦）を繋げる
24-39	山の手西	世田谷	世田谷区子ども食堂食料支援
24-40	多摩中	井の頭	子どもの未来のための食堂支援プロジェクト

2024-25年度 DG事業一覧（承認番号順）

番号	グループ	クラブ名	プロジェクト名
24-41	多摩東	稲城	第11回小中学生英語スピーチコンテスト
24-42	千代田	グローバル	キッチンカーがやって来た
24-43	多摩東	多摩	The House on 3rd street
24-44	銀座・日本橋	日本橋	小児病棟での付き添い家族を「食」や「日本橋文化」で支援する
24-45	多摩南	八王子西	タイ王国BangkokArea浄水器設置プロジェクト
24-46	山の手東	神宮	渋谷区社会福祉協議会に車椅子寄贈
24-47	山の手東	渋谷	渋谷区立小学校への災害対策・健康増進ヨガマット寄付活動
24-48	多摩南	八王子東	休耕地農地削減の米作り支援とフードバンクに提供するプロジェクト
24-49	多摩南	日野	東京光の家 奉仕音楽コンサート
24-50	銀座・日本橋	築地	日本からウクライナに平和を送る会
24-51	銀座・日本橋	中央	貧困家庭の子供達に明るい未来を拓く
24-52	銀座・日本橋	銀座新	ネパール ヒマラヤ小学校のトイレ環境整備支援
24-53	多摩南	飛火野	ほっとも南平支援事業
24-54	銀座・日本橋	中央新	音楽の輪
24-55	京浜	蒲田	無料子供エビ釣り大会
24-56	山の手東	六本木	東京六本木ロータリークラブ設立20周年記念「結核予防会」支援事業
24-57	PB	SAIPAN	Rotary Club of Saipan's Rotary Youth Leadership Awards
24-58	多摩南	八王子北	ふれあいコンサート
24-59	多摩南	八王子南	東京八王子南RCとサイパンRCとの高校生短期交換留学
24-60	京浜	品川	品川区立小学校PTA連合会へパトロールベスト寄贈プロジェクト
24-61	RAC	中央大学RAC	空飛ぶ車いすプロジェクト
24-62	山の手西	目黒	ゴミを捨てない美しい街We Love Meguro
24-63	京浜	高輪	植樹による温暖化対策プロジェクト
24-64	銀座・日本橋	日本橋西	子供たちの未来を描くプロジェクト
24-65	多摩中	ピースウイングREC	モーニングアフタービル支援プロジェクト
24-66	千代田	南	発展途上国からの農村指導者研修留学生支援プロジェクト
24-67	山の手西	青山	葛飾原町成年寮（社会福祉法人）応援プロジェクト
24-68	銀座・日本橋	銀座	ホワイトハンドコーラスへのジップアップパーカー贈呈
24-69	山の手西	米山REC2750	ミャンマー教育支援プロジェクト～日本の大学留学めざして～
24-70	千代田	麻布	パラスポーツを応援しよう！
24-71	京浜	大崎	伝統工芸体験授業
24-72	京浜	白金	視覚障害者に安全なセーリングを届けよう！
24-73	京浜	大森	カンボジアはちどり小学校のトイレ増設プロジェクト
24-74	多摩東	i シティ	青少年育成事業（ポニー乗馬会）



奨学・学友・VTT委員会

この委員会は3つの仕事を行なっています。
一つ目は、ロータリー財団のグローバル補助金を利用した奨学生を募集、選考、送り出しの仕事です。二つ目は、その奨学生が帰国後に所属する学友会をサポートする仕事です。そして三つ目は、VTT(職業研修チーム)の受入れや送り出しです。募集から終了まで長期にわたり、また、米国のロータリー財団本部との手続きやスポンサーとなるロータリークラブとの調整があるため、専門的な知識が必要です。

国際ロータリー第 2750 地区グローバル補助金ロータリー財団奨学金

1) 対象

奨学金受給者を「国際ロータリー第 2750 地区ロータリー財団グローバル補助金奨学生」と称し、資金にグローバル補助金を利用します。グローバル補助金の要件として分野を 7 つの重点分野に限りま

2) 奨学生の募集、資格、申請

＜学研分野＞奨学金受給資格者は研究内容が 7 つの重点分野に一致する者に限られます。旧国際親善奨学生プログラムのように芸術や文学、音楽など重点分野以外で留学する方を支援するには地区補助金を利用してクラブ独自で輩出することが可能です。ここではグローバル補助金を利用するプログラムに絞って説明します。

＜支援期間＞奨学金は、大学院又は大学院相当レベルの 1 学年度に対して支給します。利用期間は 1 ～4 学年度までです。

＜使途＞奨学金には、授業料、旅費、生活費、その他ロータリー財団承認の教育関連の費用が含まれますが承認前に支出した経費には奨学金を充てることができません。

＜資格＞有資格者は、第 2750 地区に本籍・在住・在勤・在学のいずれかに該当する方です。応募は近隣のロータリークラブ又はガバナー事務所宛に申込みます。年齢、性別、配偶者の有無など属性による制限はありません。

＜応募＞応募期間は 7 月 1 日～9 月 30 日です。

＜選考＞11 月初旬から中旬に奨学委員会による一次選考会、12 月に当地区ガバナーエレクトによる二次選考会を行います。二次選考合格者はガバナー承認を受けたとみなし、第 2750 地区ロータリー奨学生候補者となります。候補者はロータリー財団本部(TRF)の審査を受け、審査に通ると正式にロータリー奨学生として承認されます。

＜推薦＞クラブ推薦の奨学生候補は推薦したクラブが国際スポンサークラブとなり、推薦のない奨学生候補は当委員会が候補者所在地域のクラブに受け入れを依頼します。

＜クラブ拠出金＞クラブ招待費や奨学生名刺製作費等を除き、クラブの拠出金はありません。

＜申請過程＞・2 月～4 月に当地区内のクラブを国際スポンサークラブとして選定、また留学先大学院の所在地域のクラブをホストスポンサークラブに選定します。スポンサークラブは会員より 3 名の委員を選任します。

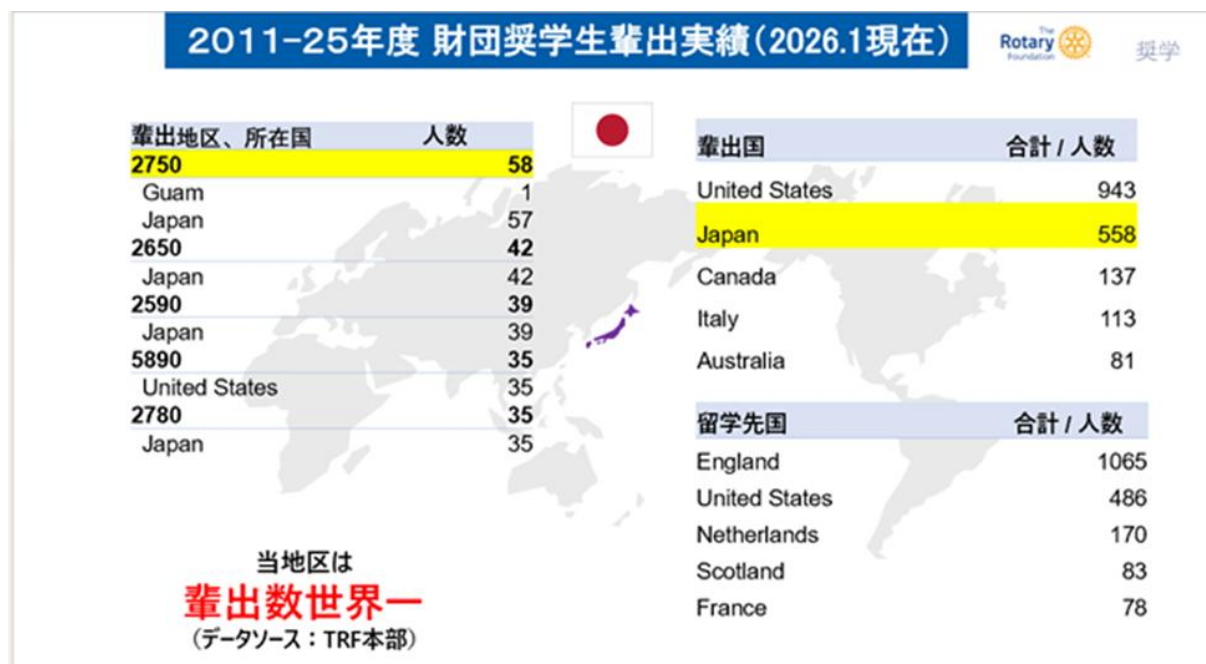
・スポンサークラブ及び委員選任後、MyRotary ウェブサイトのオンライン申請でグローバル補助金申請書を作成します。(奨学委員がサポートします。)詳しくは地区財団委員会のホームページをご参照下さい。

・国際スポンサークラブ、ホストスポンサークラブは奨学生をロータリーファミリーとして迎え入れ、例会出席や卓話、地区大会時に交流し、支援します。

・＜修学後＞第 2750 地区学友会に会員登録し、ロータリーファミリーとして活動を続けます。

3) 募集人数と奨学金の額

- ・奨学生の募集人数は年度によって異なりますが、概ね 4～5 名、うち PBG は 1 名程度です。
- ・留学年数を問わず、額は一律 40,000 ドルです。
- ・奨学金の予算は地区 DDF より 22,223 米ドル、WF より 17,777 米ドルの内訳で、計 40,000 米ドルです。



2024-2025年度 ロータリー財団奨学生



佐原 希林さん



地域社会の経済発展

海外の貧困問題が顕著な地域や国の人々のためになる仕事がしたい



ロンドン大学東洋アフリカ研究所
東京八王子北RC

⇒ Kensington & Chelsea RC (RID1130)



名村 穰司さん



地域社会の経済発展

状況が厳しい地域で地域経済の発展の見地から長期的な貧困解決に貢献していきたい



サセックス大学
東京調布むらさきRC ⇒ Midhurst and
Petworth RC (RID1145)

米倉 彩乃さん



平和構築と紛争予防

人種差別を解消し、未然に防ぐ施策を実践していきたい



ボルドー大学
東京中央新井RC

⇒ Bordeaux-Tourny RC (RID1690)



内山 瑞貴さん



平和構築と紛争予防

国際NGOでメディア専門家として紛争後の社会の再建や紛争予防に貢献する



ニューヨーク市立大学
東京恵比寿RC

⇒ RC of Yonkers-East Yonkers
(RID7230)



佐原 希林さん

東京都出身。横浜国立大学卒。在学中は、外務省認可の難民支援協会や国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などでインターンを行い、難民申請者を支援する活動に従事しました。修士課程では「貧困削減・社会的格差是正」をテーマに研究する予定です。



名村 穰司さん

オーストラリア生まれ、14歳までラオス育ち。関西学院大学卒。在学中は学生団体を率いてラオスの学校を支援し、会員数を7倍に増やしました。修士課程では「グローバルサウスや貧困地域で参加型開発の手法や、その中でのイノベーションの活用方法」をテーマに研究する予定です。



米倉 彩乃さん

千葉県出身。筑波大学卒。在学中はホロコースト教育資料センターでインターンシップを行い、勤務先では外国人難民の社会差別のない公平な採用活動を支援してきました。互いの違いへの不寛容から生まれる人種差別の解決をテーマに研究する予定です。



内山 瑞貴さん

東京都出身。大阪大学卒。日本のテレビ局の国際報道部でジャーナリストとして勤務。諸外国の紛争や難民支援の状況を伝え、人道支援の必要性を訴えてきました。公正なメディアの能力開発に取り組み、紛争後の社会の再建や紛争予防に貢献したいと考えています。

2025-26年度ロータリー財団奨学生



鈴木 リゆかさん **平和構築と紛争予防**
母子や出産年齢の女性の死亡率を削減し、
より質の高い医療へのアクセスを可能にしたい
エディンバラ大学
東京大崎RC⇒ポートベロRC (RID1320)

清元 佑紀さん

環境

異常気象や環境汚染物質が慢性疾患を持つ患者に
与える環境疫学に基づき脆弱な人々の健康被害を
減らす公共政策を提案したい

ジョージ・ワシントン大学
東京杉並RC⇒ワシントンDC RC (RID7620)



今井 響大さん **基本的教育と識字率向上**
一方的に教え込む授業を無くし、学習者中心の授業を
行う教師を増やして学ぶ意欲を持ち続ける人を増やしたい

ブリストル大学
東京井の頭RC⇒ブリストル(ブレイクファスト)
RC (RID1100)



堤 万里子さん **平和構築と紛争予防**

人権侵害や暴力から逃れて難民となった人々に
尊厳ある生活を取り戻したい
ロンドンスクールオブエコノミクス
東京南RC⇒パトニーRC (RID1130)



田中 祐太郎さん **環境**

経済活動が循環自然生態系に与える影響を
可視化して自然環境保全に対する効果的な
インセンティブ・メカニズムを開発したい
オックスフォード大学
東京稲城RC⇒ハッデンハム RC (RID1090)

鈴木 良さん **疾病予防と治療**

ヒト・動物・環境部門を含む複数の関係者が関与する
ワンヘルスの観点から感染症、とくに熱帯病の有病率を
低減したい。

クイーンズランド大学
東京米山友愛RC⇒ブリスベン
RC(RID9620)



鈴木 リゆかさん

鈴木リゆかさんは東京都出身。国際基督教大学にてジェンダー・セクシュアリティ研究を主専攻、政治学を副専攻として学び、在学中は「女性・平和・安全保障（WPS）」の観点から、平和構築とジェンダー平等の関係を研究してきました。今後はエディンバラ大学大学院に進学し、政治学・国際関係論を基盤に、アジア諸国における平和構築プロセスへの実践的貢献を目指した研究に取り組む予定です。



清元 佑紀さん

清元佑紀さんは兵庫県姫路市出身。大阪大学医学部を卒業後、長崎大学にて熱帯医学の修士課程を修了し、在学中は全国データベースを用いた熱中症警戒アラートの有効性評価を研究しました。今後はジョージ・ワシントン大学公衆衛生大学院の環境健康学博士課程に進学し、気候変動が公衆衛生に及ぼす影響を環境疫学の観点から分析する研究に取り組む予定です。



今井 響大さん

今井響大さんは神奈川県葉山町出身。東京学芸大学教育学部にて数学教育を専攻し、在学中は社会的構成主義に基づく、生徒が主体的に学ぶ数学授業のデザインと実践を研究しました。今後はブリストル大学大学院に進学し、より多様な文化的背景を踏まえた教育実践や学習理論について研究を深め、基礎教育とリテラシーの向上に貢献することを目指しています。



鈴木 良さん

鈴木良さんは東京都出身。東京農工大学にて獣医学を専攻し、在学中は人獣共通感染症を中心とした公衆衛生分野に関心を持って学びました。顧みられない熱帯病を含む感染症の疫学的研究に取り組んでいます。今後はクイーンズランド大学大学院に進学し、発展途上国における人獣共通感染症対策を強化し、地球規模の公衆衛生向上に貢献することを目指しています。



堤 万里子さん

堤万里子さんは東京都出身。立教大学グローバルリベラルアーツプログラム（シティズンシップ専攻）で学び、在学中は人道援助と開発援助の連携を通じた難民の自立支援を研究してきました。今後はロンドン・スクール・オブ・エコノミクス大学院に進学し、紛争予防と平和構築の観点から、難民問題の長期化を解決する実践的枠組みの研究を目指しています。



田中 祐太郎さん

田中祐太郎さんは兵庫県三田市出身。京都大学大学院地球環境学舎にて地球環境学を専攻し、在学中はカメルーン農村でのフィールドワークを通じ、住民の生業戦略や森林の非木材林産物がもたらす価値を研究しました。今後はオックスフォード大学の修士課程に進学し、生物多様性保全や気候変動対策を軸に、自然環境と人間社会の共存を実現するための研究に取り組む予定です。

VTT (Vocational Training Team; 職業訓練チーム)

1) VTT とは？

専門職業人のグループが海外に赴いてスキルや知識を学んだり、現地の専門職業人にスキルや知識を提供したりするプログラムで 2010 年にスタートしました。指導者チームを派遣することも、研修生チームを派遣することもできます。

地区補助金を利用してクラブ単位で行なうことも、グローバル補助金を利用して地区単位で行うことも可能ですがここではグローバル補助金を利用して地区単位で行う場合について説明します。

2) グローバル補助金を利用した VTT

- ・地区で実施を決定します。
- ・グローバル補助金活用の要件として目的が 7 つの重点分野に一致するものに限りします。
- ・海外で技術を習得したり、人々を指導したりする目的で専門職業人の職業研修チームを受け入れ、または送り出します。チーム編成は目的に沿っていればよく、職業は混成でかまいません。
- ・チームは、該当する重点分野において最低 2 年の職歴を有する 2 名以上のメンバー（ロータリアンであるなしを問いません）と、重点分野に関する専門知識、国際経験、一般的なロータリーの知識を有するロータリアンのチームリーダー 1 名で構成します。
- ・参加者の年齢、性別、配偶者の有無など属性による制限はありません。

3) 実施例(2016-17 年度に実施したカンボジア教師育成支援)

2016-17 年度に当地区で初めての VTT プロジェクトを行ないました。

「カンボジア教師育成支援プロジェクト」を VTT プロジェクトとして実施し、カンボジアの小学校教員養成校に日本のベテラン教師を派遣し、カンボジア人の教師に授業の仕方を教えました。

並行して圧倒的に不足している理科の実験用器材等の教育資材の寄贈も行ない、現地で盛大に贈呈式を行いました。

2019-20 年は地区内 24 クラブによる合同プロジェクトとなりました。



4) 実施例(2025-26 年度に実施した台湾へき地医療従事者定着支援)

2025-26 年度に台北の姉妹地区 RID3481 の要請で VTT プロジェクトの実施を支援しました。

「台湾 VTT:部落之星プロジェクト」では台湾のへき地医療に携わる教育者・研究者による研修生グループが日本のへき地医療制度について(公社)地域医療振興協会、神戸大学大学院医学研究科などで学び、日台へき地医療制度比較としてまとめて台湾のへき地医療制度改革を提言しました。内容を台湾の医療関係者向けシンポジウムで発信しています。



ポリオプラス委員会

ポリオプラス委員会の任務は、ポリオの現状に関する情報を的確にクラブにお届けするとともに、ポリオプラスへの寄付をお願いするにあたって、寄付を集めていただくためのヒントをクラブにご提供して行きます。また、各クラブの主催されるポリオ根絶チャリティーイベントを支援、協力させていただきます。

ポリオプラスとは？

当初はポリオと共にしか、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の五つをプラスしてプログラムを設けましたが、現在では世界的なポリオ根絶活動がもたらした遺産のことを指します。1985年にポリオプラス・プログラムを開始して以来、ロータリーはポリオ根絶を最優先項目にして来ました。1988年には125カ国で35万人以上の発症が確認されていましたが、以来25億人以上の子どもたちにポリオワクチン接種を行い、発症数は99.9%減少しています。

ポリオとは？

急性灰白髄炎（脊髄性小児麻痺）のことで、ポリオ・ウィルスによって、人から人へ伝染する病です。動物や昆虫を介することはありません。ですから、ポリオは根絶することができるのです。ポリオ・ウィルスには1・2・3型の3つのタイプがあります。2015年に2型が根絶され、2019年には3型も根絶が認定されました。残るは1型のみとなっています。

現在のポリオ発症の現状は以下の通りです。

- 1) 2020年8月にWHOがナイジェリアに対しポリオ根絶を宣言しました。残るポリオ常在国はパキスタン、アフガニスタンの2カ国になりました。コロナ禍ではありますが、ワクチン接種率を上げ、集団免疫を維持することが大切です。
- 2) 2022年2月にアフリカのマラウィで3歳の女兒がポリオを発症したとの報告が入りました。2021年11月に麻痺症状が出ていたとすることで、ウィルスの解析の結果、パキスタン由来の外来株とされ、これによるアフリカのポリオ根絶の認定には影響を与えません。
その後、3月から11月までにモザンビークでは8件の発症例が確認されておりますがこちらもパキスタン由来の外来株とされ、野生株とはなっていない為、今の時点では常在国はアフガニスタン、パキスタンの2カ国のままです。ここで手を緩めると水の泡になってしまいます。ポリオ根絶まで気を抜かず、寄付を通じて貢献していきましょう。
- 3) 2022年7月アメリカ、ニューヨーク州で1名のポリオ発症例が報告されました。こちらの発症例はセービン2型ポリオ・ウィルス（経口生ワクチン由来のポリオ・ウィルス）であると特定されています。こちらと同じ型のウィルスは3月にイスラエルで6月にイギリス・ロンドンでも下水から検出されています。日本ではワクチン接種率97%と言われ、集団免疫は獲得されておりますが、現在の国と国とが近づいた世界ではポリオも「対岸の火事」ではなく、いつ我が国に持ち込まれるか分からない状況です。一刻も早くポリオが根絶されることが望まれます。
- 4) 2024年、イスラエルとイスラム原理主義組織ハマスとの戦闘が続くパレスチナのガザ地区でポリオ（小児まひ）の発症者が25年ぶりに確認されました。現地では、9/1（日）からWHOの勧告を受けてワクチン接種のため初めての停戦となり、10月には2回目の緊急のワクチン接種が行われました。接種の対象となるのは、10歳未満の約64万人の子ども達です。世界ではワクチン投与がそれほど喫緊の課題なのです。
- 5) 2024年のポリオ罹患者数はアフガニスタン25名、パキスタン74名の合計99名でしたが、2025年のポリオ罹患者は12月末日時点でアフガニスタン9名、パキスタン30名の合計39名となっています。24年に増えたのは諸説あり、ワクチン接種率が低くなり集団免疫が落ちたことと、コロナ禍から経済が立ち直り、再び人流がコロナ禍前の水準に戻ってきたことが挙げられますが、その後罹患者は落ち着

いております。ただしアフガニスタンもパキスタンも政情が不安定な為に感染者数を正確に掴めないのが実情です。つまり公表された数よりは多いと考えて、引き続きサーベイランス(監視)とワクチン接種率を上げ、ポリオ罹患患者数を下げることが大切です。ポリオが根絶される日は本当にすぐそこまで来ております。困難な状況下、現地で懸命に活動をしているポリオワクチン接種ワーカーの活動をご理解いただき今だからこそできるご支援をお願いします。

ロータリアンとしてのポリオに対する取り組みは以下の通りです。

ポリオ根絶は、ロータリーが掲げる最優先事項です。このポリオを地球上から無くすことはロータリーが世界中の子どもたちと交わした大切な「約束」です。ポリオ根絶まで、あと一歩(Final Inch)まで来ています。ポリオのない世界を成し遂げるまで、ロータリアンの皆様のあたたかいご支援を心よりお願い致します。

寄付をすることに加え、ポリオ常在国や再発のリスクの高い国でワクチン投与の活動をするロータリアンもいます。日本ではクラブや地区の壁を超えて、毎年多くのロータリアンがインドでのワクチン投与活動に参加しており、一部パキスタンでの活動も始めています。

ご興味のある方は地区ポリオプラス委員会までご連絡ください。

2026-27 年度の RI 第 2750 地区の取り組みは以下の通りです。

1) 2750 地区のポリオ寄付について

2750 地区のポリオ寄付目標は 1 人 30 ドルです。この浄財でポリオ常在国やアフリカ地域等のサーベイランス活動の資金になります。クラブ目標の達成をお願い致します。

2) ポリオ根絶支援企業の募集

毎年 8 月-11 月にポリオ根絶支援企業の募集をしています。ご登録頂けるとご寄付頂いた金額を個人のお名前でロータリー財団へ送金させていただきます。また感謝状、ピンバッチ、地区大会等で企業名の発表を行わせて頂きます。2024-25 年度の実績は、61 社 70 口の合計 3,500,000 円の浄財を頂きました。支援して頂いた皆さま、誠にありがとうございました。今年度も奮ってご協力をお願い致します。

3) チャリティーイベントへの協力

今年度も世界ポリオデーに事業の開催を予定しています。また恒例のポリオ根絶チャリティーゴルフも開催を予定しております。ぜひご参加ください。昨年度は、田中靖ガバナー主催で 2025 年 10 月 17 日の金曜日に END POLIO NOW ファンドレイジングパーティーが、東京都千代田区のパレスホテル東京で盛大に行われました。ポリオ根絶についての正しい知識を共有する中、チャリティーオークションでは 100 万円を超える寄付が集まり、参加費からの寄付も含めて多くの浄財がポリオ根絶のために寄付されました。2025-26 年度の田中ガバナーは、地区推進事項として「ポリオ根絶、環境、平和に関わる活動の支援」を掲げられており、このパーティーもその一環として開催されました。

その他、10 月 20 日から 24 日をポリオウィークとして地区内各クラブで様々なポリオ根絶のためのチャリティーコンサートや啓蒙プログラムが開催されました。

特に 10 月 5 日には味の素スタジアムに於いて、田中ガバナーを含めた財団委員会メンバー13名で 6 時間耐久レース「TOKYO ROKUTAI FES 2025」に参加。全員が END POLIO の赤い T シャツを着用してリレーをし、ポリオ根絶とロータリーの公共イメージを上げる事が出来たと思います。結果は 5 時間 58 分 12 秒で 62 キロを走り、136 位/151 組中でした。

4) メールマガジン「ポリオプラス通信～ポリオのない世界へ」の登録のお願い

2020 年 7 月より、ポリオプラス委員会でメールマガジンを毎月 15 日に発行しています。ポリオ根絶の最新状況や、それにまつわるコラムをお届けしています。ロータリアンだけでなく、ポリオ根絶に関心がある方たちに登録をお願いしています。下記 QR コードをスマートフォンで読み込んで頂くか、URL を打ち込んで頂ければ登録画面に行きますので、ご登録をお願い致します。

<https://www.mag2.com/m/0001692155>



2025 年 10 月 17 日 金曜日 END POLIO NOW ファンドレイジングパーティーの様子



2025 年 10 月 5 日 日曜日 6 時間耐久レース「TOKYO ROKUTAI FES 2025」の様子



2025 年 9 月 18 日 木曜日 ポリオ根絶チャリティーゴルフの様子



ロータリー平和フェローシップ委員会

Rotary Peace Fellowships subcommittee

私たちの委員会は、当地区が世界に8つあるロータリー平和センターの一つである ICU(国際基督教大学)の所在地であることから、近隣の7つの地区で構成されているホストエリア連絡協議会の運営に協力し、各種セミナーの開催や来日フェローのお世話などを行なっています。また、このプログラムの認知度がまだ低いことから、広報活動にも力を入れています。更に、日本から派遣するフェローの募集、選考の仕事も行っています。

ロータリー平和フェローシップとは

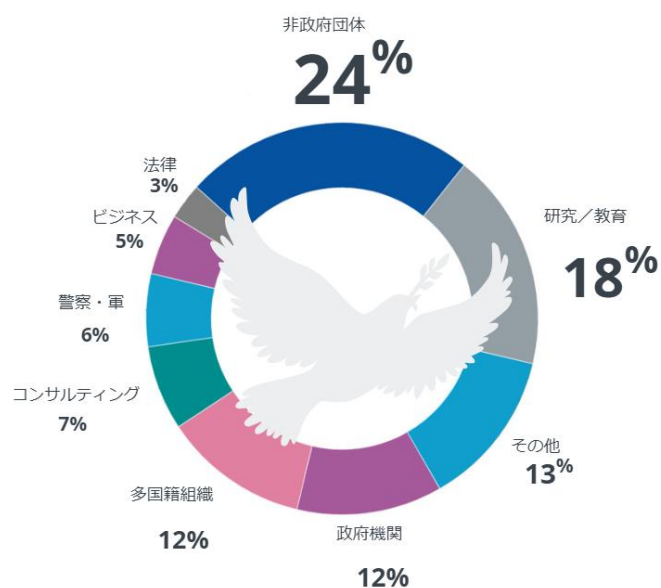
- ① このプログラムは、ポール・ハリス没後 50 周年を記念し創設されたポリオ根絶に次ぐ重要なプログラムです。当初はロータリーによる平和大学設立構想でした。
- ②世界平和と開発の担い手となる人材を育て、平和推進者の世界的ネットワークを築く事を目的とした奨学金(平和フェロー)プログラムです。
- ③世界には「修士号取得プログラム」を学ぶ 6 つのロータリー平和センター(6 校の提携大学)と、2校の「専門能力開発修了証プログラム」提携大学があります。
 - ・毎年 130 名が世界中から競争選考されています。(修士号 50 名、専門能力 80 名)
- ④その 1 つが三鷹の国際基督教大学にあります。
 - ・日本では近隣 7 地区(ホストエリア)で協力して援助しています。
- ⑤この素晴らしいプログラムを日本中に認知頂き、優秀な日本人を世界に送り出しましょう！



●提携大学とプログラム

奨学金プログラム	修士号取得プログラム	専門能力開発修了証取得プログラム
目的	明日のリーダーを育成	今日のリーダーを強化
期間	15～24カ月（大学により異なる）	1年間（オンライン学習期間含む）
ロータリー 平和センターの数	6	2
提携大学	デューク大学 ノースカロライナ大学 国際基督教大学 ブラッドフォード大学 クイーンズランド大学 ウブサラ大学	マケレレ大学 ※マケレレ大学の候補者はこの地域の出身者がこの地域で活動している者に限る バーチェヒシル大学
フェローシップ受領者数	毎年 50 人 （各平和センターに 10 人まで）	毎年80人（各センター20名×2）
実地研修	夏季休暇中、2 ～ 3 カ月の実践的なインターンシップ	実地研修を含む10週間の現地研修

●平和センター卒業者の進路



ロータリー平和センターは平和構築に力を入れるロータリアンの支援を受けて、大きな成果を挙げてきました。2002年に創設されて以来、1,800人以上のフェローを輩出し、現在さまざまな機関・団体の要職に就いて、平和をめざす任務に取り組んでいます。

卒業したフェローのうち、日本の地区から海外に派遣した平和フェローの数は、39名に過ぎません。（2025年12月現在）1人でも多く、日本人の平和フェローを海外の平和センターへ送り出すことが我々の使命だと考えます。また当地区にいますICU平和センターを卒業した平和フェローは159名（第19期生まで）です。

● 申請資格と選考基準

申請者は、以下を備えていなければなりません

- ・英語に堪能であること
- ・学士号を取得していること
- ・異文化間の理解と平和への強いコミットメントがあること
- ・優れたリーダーシップスキルを実証していること
- ・関連分野において少なくとも3年間のフルタイムの職歴を有していること(修士課程プログラム)
- ・関連分野において5年間のフルタイムの職歴を有していることが望まれる(専門能力開発修了証プログラム)
- ・平和推進のための自分の計画がどのようにロータリーの使命と合致するかについて説明できること(専門能力開発修了証プログラム)
- ・マケレレ大学平和センターの候補者は、この地域出身者かこの地域で活動し、アフリカでの仕事経験がある者でなければならない
- ・申請はロータリークラブを通じ全てウェブサイト経由で行われ、世界審査によってフェローが選出されます。

申請はロータリーのウェブサイト(www.rotary.org)をご覧ください。

● 申請過程の流れ

- ・rotary.org/ja/peace-fellowships で申請資格を確認(申請は2月に受付開始)
- ・各ロータリー平和センターのカリキュラム・プログラムを確認(修士号プログラムは第1・2希望の平和センター、修了証プログラムは1つの平和センターを選ぶ)
- ・地元クラブまたは地区と連絡を取り、申請手続(面接、推薦を含む)を確認
- ・地元のクラブをクラブ所在地検索で探し、ロータリーの活動に参加
- ・オンライン申請書に必要事項を入力し、5月15日までに地区に提出
- ・地区は、申請書の推薦を7月1日までにロータリー財団に提出(ロータリー財団による選考の結果は11月に通知)
- ・選出された平和フェローは、別途、提携大学に入学申請を提出

平均授与総額		修士課程	75,000 米ドル	専門課程	11,000 米ドル
修了証プログラムで賄われる費用		専門能力開発修了証プログラムで賄われる費用			
・ 授業料		・ 授業料			
・ 部屋代と食費		・ 学内の宿泊施設			
・ 留学先への(留学先からの)旅費		・ 留学先への(留学先からの)旅費			
・ インターンシップの費用		・ 実地研修の経費			
・ 学会/研究費用		・ コース資料			
・ 保険		・ 保険			
・ 不測の事態の出費					

現在 2750 地区が担当している平和フェローとそのカウンセラー

第23期 The 23rd class

写 真	名 前		出身国	性別	ホスト地区	カウンセラー	所属クラブ
	Samobou Momodou	サンボウ モモドゥ	ガンビア GAMBIA	M	2750	蓮見 雅則 Masanori Hasumi	東京三鷹 Tokyo Mitaka
	Naophythou Marina	ネオピトゥ マレーナ	キプロス CYPRUS	F	2750	南條 勉 Tsutomu Nanjo	東京あけぼの Tokyo Akabono

第24期 The 24th class

	Vehae Tjiriange	ヴィハイ ティジリアンジュ	ボツワナ Botswana	F	2750	澤 明美 Akemi Sawa 黒田ホビー Popi Kuroda	東京グローバル Tokyo Global
---	-----------------	---------------	------------------	---	------	--	-------------------------

資料

●Web サイト(Website)

国際ロータリーホームページ(MyRotary)
Rotary International Website (MyRotary)
<https://www.rotary.org>

国際ロータリー第 2750 地区ホームページ
RID2750.Website
<https://www.rid2750.org>

国際ロータリー第 2750 地区ロータリー財団委員会ホームページ
RID2750.the.Rotary Foundation Committee Website
<https://rid2750.org/trf>

●参考資料

クラブと地区の間で取り交わす 覚書(和文)

ロータリー財団 地区補助金 授与と受託の条件(和文)

ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受託の条件(和文)

提出用

承認と同意

別紙の覚書（MOU）は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承諾することにより、クラブは、別紙の覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件（1. クラブの参加資格、2. クラブの役員の責務、3. 財務管理計画、4. 銀行口座に関する要件、5. 補助金資金の使用に関する報告、6. 書類の保管、7. 補助金資金の不正使用に関する報告）に従うことに同意する。

_____グループ

_____（ロータリー/ローターアクト）クラブを代表し、下記署名人は、2026 - 27 ロータリー年度、別紙の覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続きに変更や修正があった場合には、国際ロータリー第 2750 地区に通知することに同意する。

2026-27 年度クラブ会長	
氏 名	
署 名	
日 付	年 月 日

2027-28 年度クラブ会長	
氏 名	
署 名	
日 付	年 月 日

※原本を以下に郵送（各クラブで控コピーを保管。郵送の場合はメール送信不要）

郵送先：国際ロータリー第 2750 地区 ガバナー事務所宛

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 3 階

※郵送する代わりに PDF ファイルを 2750mou@gmail.com 宛に提出することも可

ロータリー財団

クラブの参加資格認定：覚書(MOU)

1. クラブの参加資格認定
2. クラブ役員の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告

1. クラブの参加資格認定

クラブは、参加資格の認定を受けるにあたって、ロータリー財団(以下「財団」)から提供されるこの覚書(MOU)に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。クラブがグローバル補助金、企業の社会的責任(CSR)補助金、および大規模プログラム補助金を受領するには、参加資格を認められなければならない。ただし、地区補助金の資金を受領するにあたっては、クラブが資格認定を受けることは義務づけられていない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー補助金への参加が認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1ロータリー年度にわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書(MOU)、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を遵守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行うとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理(ただし、これらに限られない)が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある:不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの金銭の受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
- E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ役員の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低1名任命する。
- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って管理されるよう確認する。
- C. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
 - 1. 資金の支払いには、クラブの少なくとも2名のロータリー会員が署名人となること。
 - 2. 低金利、または無金利の口座であること。
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる(ただし、これらに限られない)。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。
- F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることができる。このため、この報告は補助金の資金管理の重要な部分である。

6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持しなければならない。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる(ただし、これらに限られない):
 - 1. 銀行口座に関する情報(過去の銀行明細書を含む)。
 - 2. 署名入りのクラブの覚書(MOU)を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。
 - 3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。
 - a. 財務管理計画書
 - b. 書類の保存と保管の手続き
 - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
 - 4. 購入したすべてのものの領収書と請求書を含む、補助金に関連する情報
- B. クラブの記録は、クラブのロータリー会員が、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手できるようにしなければならない。
- C. 書類は、少なくとも 5 年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない(日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は 10 年間保管しなければならない)。

7. 補助金資金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことができる。

承認と同意

この覚書(MOU)は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

_____ロータリークラブ／ローターアクトクラブを代表し、下記署名人は、_____ロータリー年度、この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第_____地区に通知することに同意する。

クラブ会長	
就任年度	
氏名	
署名	
日付	

クラブ会長エレクト	
就任年度	
氏名	
署名	
日付	



ロータリー財団 地区補助金 授与と受諾の条件

地区補助金は、地元や世界各地の地域社会のニーズに取り組むための、比較的規模の小さい、短期的な活動を支援する。これらの活動は、ロータリー会員が、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保護に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるよう支援するというロータリー財団の使命に沿うものである。地区補助金でどの活動を支援するかは、地区が決定する。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。2025 年 9 月の変更には以下が含まれる：

- ロータリーの青少年保護方針へのリンクを更新（セクション 1「受領資格のある活動」を参照）
- 補助金を利用した物品の販売収益は、地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、またはそれらの会員に利益をもたらしてはならないことを明確化（セクション 2「2. 受領資格のない活動および支出」を参照）
- 協力団体の定義の更新およびその義務を明確化（セクション 4「協力団体」を参照）
- 国際ロータリー・トラベルサービスへの言及を削除（セクション 5「旅行方針」を参照）
- 地区財団への補助金の支払いに関する言及を削除（セクション 7「支払い」を参照）
- 最終報告書の提出期限を明確化（セクション 8「報告要件」を参照）
- イタリアのロータリー協力財団（Fondazione Rotary Italia）から支払われた補助金の未使用額をすべて返還する必要があることを追加（セクション 8「報告要件」を参照）
- 業者との利害の対立がないことを確認する際に見積書を提出することに関する言及を削除（セクション 10「補助金における利害の対立に関する方針」を参照）
- フィリピンに関するセクションを更新し、連絡担当者の氏名を削除、およびその後の補助金の支払いは記入済みの証明書の受領を条件とすることを明確化（セクション 12「フィリピンに関する特記事項」を参照）

このほかの最新情報や資料（グローバル補助金の授与と受諾の方針を含む）は、rotary.org/ja/grants を参照のこと。または、補助金担当職員に質問する。

1. 受領資格のある活動

地区補助金の受領資格がある活動：

A.ロータリー財団の使命に沿っていること。

B.以下を含むこと。

- 1.地元または海外での奉仕プロジェクト、および関連する旅行
- 2.奨学金（教育のレベルは問わない）

ロータリー財団 地区補助金 授与と受諾の条件（2025 年 10 月）

-
-
- 3.職業研修チーム（特定分野について教える、または学ぶ専門職従事者のグループ）、および関連する旅行
 - 4.奨学生と職業研修チームのオリエンテーション
 - 5.補助金管理セミナー
 - 6.クラブと地区によるプロジェクトの協同提唱者探しを援助するため、ロータリーのプロジェクトフェアへのロータリー会員の参加、および往復の旅行
 - 7.ロータリーのクラブがある国およびクラブがない地域、ならびに法律によって認められ、ロータリー財団の方針に従っている地域におけるプロジェクトと活動
 - 8.ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクトプログラム。
 - 9.地域社会調査
 - 10.建築と改築
 - 11.融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも3年間運営されている小口融資機関と協力して実施する小口融資（マイクロクレジット）活動
 - 12.地雷に対する認識向上キャンペーンと、地雷への注意喚起を呼びかける標識
- C.ロータリー会員が積極的に参加すること。
- D.米国および補助金から資金提供される活動が実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと（米国財務省外国資産管理局〔OFAC〕による制裁対象国での活動の提唱や旅行を計画しているプロジェクトは、追加情報の提供が求められる場合がある）。
- E.参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること。
- F.実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。補助金が承認された後に使用計画の変更が必要となった場合、補助金センターの地区補助金の報告のセクションから要請する必要がある。
- G.実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- H.ロータリー財団章典の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
- I.ロータリー章典の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
- J.ロータリー財団章典の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーのブランドリソースセンターにあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す標識・表示をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
- K.ロータリー章典の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。

2. 受領資格のない活動および支出

地区補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない：

- A.特定のグループ（種類を問わない）を差別するもの。
- B.特定の政治的あるいは宗教的観点を推進すること。
- C.完全に宗教を目的とした催し物を行うこと。
- D.特定の人、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E.財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること。
- F.ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G.ファンドレイジング（募金）活動
- H ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国の政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
- I.無報酬で働くことを誰かに要求すること（プロジェクトは労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがプロジェクトでボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である）。
- J.当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は 16 歳未満の人による労働を要求すること。

また、地区補助金の資金は、以下のために使用できない：

- K.補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動。
- L.ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付。
- M.土地や建物の購入。
- N.武器または弾薬。
- O.軍事援助。
- P.地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費。
- Q.広報的な取り組み（プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く）。
- R.1,000 米ドルを超える、プロジェクトの標識。
- S.他団体の運営費、管理費、間接的なプログラム経費。
- T.特定の人物や協力団体への使途無指定の現金寄付。
- U.新型コロナウイルスのワクチン。
- V.ポリオワクチンのみを投与する予防接種。
- W.全国予防接種日（NID）に参加するための旅費。
- X.妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術。
- Y.ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。

Z.18 歳未満の人の海外渡航費（保護者同伴の場合またはロータリー青少年交換プログラムに参加している場合を除く）。

AA.融資保証制度。

BB.ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、会員が所有者となる物品。補助金資金で購入した物品が不要になったり、機能しなくなったりした場合、補助金申請書で受益団体として指定された団体が、その物品を処分または売却する責任を負い、その代金を受け取る。ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、またはそれらの会員は、物品の処分や売却からいかなる収入も得ることはできない。

CC.地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入。

3. 申請要件

A.補助金の実施年度の5月15日までに、補助金センターを通じてオンラインで申請する。

B.各年度、1地区につき1回のみ申請書を提出する。

C.申請には詳細な使用計画を含める。各項目には、何を行うのか、補助金資金を何の支払いに充てるのか、受益者は誰かを明記する必要がある。

D.地区は、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長を含む補助金委員会を設置する。これら3名の委員会委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。

E.補助金を申請する地区は参加資格認定を受ける。

F.補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしていること。

G.一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までとする（地区が代表提唱者となっているグローバル補助金を含む）。

H.すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する（セクション1「受領資格のある活動」を参照）。

I.補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支払いを開始する前に行う。補助金の支給後に変更はできない。

J.臨時費の計画を立てる。地区は、年度中に発生しうる臨時費のために、地区補助金の20%までを充てることができるが、承認された後に補助金に追加するすべてのプロジェクトと活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。使用計画に臨時用の資金を含め、最終報告書に臨時費の内訳を記載する。

K.管理運営費を含める。地区は、補助金の3%までを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることができる。

4. 協力団体

- A.協力団体とは、プロジェクトを実施するため、あるいはその目標達成と財務の持続可能性を確保するために関与する、信頼できる政府機関、非政府組織、または学術機関を指す。これには、補助金による活動のために、専門知識、インフラ、アドボカシー、研修、教育、モニタリング、維持管理、所有権、その他の支援を提供することが含まれる。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない
- B.協力団体は、ロータリー財団の報告要件を遵守し、要請に応じて領収書を提出しなければならない。協力団体は、プロジェクト関連活動の運営審査または財務審査に参加し、協力することにも同意しなければならない。
- C.協力団体に提供された資金の全額は特定のプロジェクト費用として使用され、地区がこれらの費用の明細を記録する必要がある。

5. 旅行方針

- A.補助金資金が支払われる旅行者は全員、各自で旅行の手配を行うべきである。
- B.地区補助金により、海外渡航に関連する以下の予算経費を賄うことができる。
- 1.エコノミークラスの航空券
 - 2.空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
 - 3.予防接種とビザの費用、入国税・出国税
 - 4.通常の妥当な荷物預け料金
 - 5.旅行保険
- C.地区補助金は、以下の経費を賄わない：
- 1.事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
 - 2.任意の途中降機を含め、個人の旅行の手配の変更により生じた違約金や手数料
 - 3.荷物の超過料金、または旅行者の荷物やその他の個人的持ち物の輸送料
 - 4.中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し
 - 5.強制隔離の関連経費
- D.補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて財団にこの情報を提出するための準備をしておく。
- E.旅行者は、以下の責任を有する。
- 1.旅費の増加を避けるため、旅行手配を迅速に行う
 - 2.承認された旅費を超える費用を自己負担する
 - 3.海外旅行のための健康条件を満たす
 - 4.国際ロータリーによる特定国の旅行制限を遵守する（以下 G を参照）
 - 5.旅行保険に加入する
 - 6.個人の旅行はすべて自ら手配し、自己負担する

ロータリー財団 地区補助金 授与と受諾の条件（2025 年 10 月）

7.必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、IATA トラベルセンターからの情報を確認する

F. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険または E&O 保険）に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。

G. 国際ロータリーは、旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。これらの旅行制限や避難命令に従わなかった場合、財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金を財団に返還することを要請する。旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行が補助金プロジェクトに含まれる場合、その国への旅費がプロジェクト予算に含まれていなくても、財団は資金を提供することはできない。

6. 補助金の資金源

A.ロータリー財団は、地区財団活動資金（DDF）の配分のみから地区補助金を提供する。

B.地区は、シェア配分の最高 50%を毎年一口の補助金に充てることができる。

7. 支払い

A.補助金資金は、補助金申請書に記載された地区の銀行口座のみに支払われる。

B.補助金資金は、地区が管理する銀行口座のみに支払われる。個々のクラブに支払われることはない。

C.地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。

D.補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。

E.資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の 5 月 31 日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

8. 報告要件

A.補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する。

B.報告書は、補助金センターを通じて提出し、不備のない報告書のみ受理される。

C.財団は、期日を過ぎて未提出の財団補助金報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書を承認しない。

D.財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを（一部または全額）保留することができる。

E.地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。

F.補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、少なくとも 5 年間、補助金の使途に関連する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。

G.補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要がある、最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

H.資金の支出について記載した最終報告書を、地区が補助金を受領してから12カ月以内または地区が補助金資金の全額を配分してから2カ月以内のいずれか早いほうに、財団に提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルの地区に支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出しなければならない。

I.ブラジルの地区に支払われた補助金については、最終報告書とともに寄付証明書を提出する必要がある。

J.地区補助金の資金を利用した活動はすべて、地区がクラブまたは受益者に支給してから24カ月以内に、完了する必要がある。

K.地区は、補助金資金の支出についても報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金する必要がある。詳細は「補助金未使用分の財団への返還について」を参照のこと。

L.すべての補助金活動が完了した後に1,000米ドルを超える補助金資金が残った場合、受領資格のある追加の活動のための資金利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要がある、この資金は地区のDDFに加算される。

M.すべての補助金活動が完了した後に1,000米ドル以下の補助金資金が残った場合、地区補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、地区補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。

N.1,000米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金(WF)に充当される。

O.以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：

- 1.アルゼンチン：10アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
- 2.ブラジル：100ブラジルレアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
- 3.インド：未使用の補助金資金はすべて返還する必要がある。
- 4.イタリア：イタリアのロータリー協力財団(Fondazione Rotary Italia)から支払われた補助金の未使用額はすべて返還される必要がある。この要件に該当する地区には通知が行われる。

9. 取り消された補助金

A.補助金が承認されたが、支払いがまだ行われていない場合、全資金が地区のDDFに加算される。

B.補助金が承認され、支払い済みである場合、補助金資金はすべて財団に返還しなければならずこの資金は地区のDDFに加算される。

C.補助金資金から生じた利子は財団に送金する必要がある。

10. 補助金における利害の対立に関する方針

- A.ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B.利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。
- C.実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきである。
- D.個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- E.財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
- 1.現ロータリアン
 - 2.クラブ、地区、その他のロータリー組織（ロータリー章典 1.040 節に規定されている通り）、国際ロータリーの職員
 - 3.これらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
 - 4.元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人（本人または親族の退会から 3 年間適用）
- F.補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体（ただし、これらに限られない）との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。
- G.ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資が業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。

ロータリー財団 地区補助金 授与と受諾の条件（2025 年 10 月）

H 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。

I.利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、ロータリー財団章典の第 30.040 節を参照のこと。

11. インドに関する特記事項

A.他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA を遵守するため、インド国内のクラブと地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。

B.FCRA に関する一般的な情報は、 fcraonline.nic.in を参照のこと。FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。

C.すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、（インド国内から）追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。

D.毎年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 8（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。

1.中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。

2.中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。

3.補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。

-
-
- 4.銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
 - 5.補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
 - E.いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
 - F.最終報告書は、セクション8（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
 - 1.最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
 - 2.最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 - 3.補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
 - 4.銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
 - 5.銀行調整の明細書を提出する（複数の補助金の一つの FCRA 口座に振り込まれた場合）。
 - 6.補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
 - 7.「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。
 - 8.未使用の補助金資金はすべて、資金の支払いを行った組織（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局）に返還する。
 - 9.プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報（写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む）を保管する（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため）。

12. フィリピンに関する特記事項

- A.ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B.フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68（Securities Regulation Code 68）に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：

-
-
- 1.市長室、公印が押されていること
 - 2.社会福祉・開発局（Department of Social Welfare and Development）長、公印が押されていること
 - 3.保健局（Department of Health）長、公印が押されていること
 - 4.バランガイ議長室、公印が押されていること
 - 5.民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- C.各プロジェクトについて、証明書の原本 5 通を、下記に送付すること：Phil.Consulting Center Inc., 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.
- D.証明書の見本テンプレートを、南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。
- E.7 月から 5 月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の 6 月 30 日までに受理されるべきである。6 月に支払われた補助金の証明書は、7 月 31 日までに受理されるべきである。地区から提出された新規の補助金のための支払いは、既存の補助金の記入済み証明書が受領されることが条件となる



ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受諾の条件

グローバル補助金は、ロータリーの重点分野（「平和構築と紛争予防」「疾病予防と治療」「水と衛生」「母子の健康」「基本的教育と識字率向上」「地域社会の経済発展」「環境」）において持続可能、測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動に資金を提供する。グローバル補助金は、人道的奉仕活動、大学院レベルの奨学金、職業研修チーム（専門職業に関係する研修を提供するチームや研修を受けるチームを海外に派遣）に活用できる。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。2025 年 9 月の変更には以下が含まれる：

- ロータリーの持続可能性の定義を更新（セクション 1「受領視覚のある活動」を参照）
- ロータリーの青少年保護方針へのリンクを更新（セクション 1「受領資格のある活動」を参照）
- 補助金を利用した物品の販売収益は、地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、またはそれらの会員に利益をもたらしてはならないことを明確化（セクション 2「受領資格のない活動および支出」を参照）
- モニタリングと評価の活動に関連する海外渡航費の支払いに補助金資金を使用できないことを明確化（セクション 2「受領資格のない活動および支出」を参照）
- 奨学生は留学国の国民であってはならないことを明確化（セクション 3「申請要件」を参照）
- 協力団体の定義の更新およびその義務を明確化（セクション 4「協力団体」を参照）
- 国際ロータリー・トラベルサービスへの言及を削除（セクション 5「旅行方針」を参照）
- 補助金提唱者は、冠名指定寄付または冠名基金（いずれか一方のみ）からプログラム授与金として使用可能な額をグローバル補助金の資金として使用できることを明確化（セクション 6「補助金の資金源」を参照）
- クラブまたは地区財団への補助金の支払いに関する言及を削除（セクション 7「支払い」を参照）
- イタリアのロータリー協力財団（Fondazione Rotary Italia）から支払われた補助金の未使用額をすべて返還する必要があることを追加（セクション 8「報告要件」を参照）
- 業者との利害の対立がないことを確認する際に見積書を提出することに関する言及を削除（セクション 10「補助金における利害の対立に関する方針」を参照）
- フィリピンに関するセクションを更新し、連絡担当者の氏名を削除、およびその後の補助金の支払いは記入済みの証明書の受領を条件とすることを明確化（セクション 13「フィリピンに関する特記事項」を参照）

ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受諾の条件（2025 年 10 月）

1. 受領資格のある活動

グローバル補助金の受領資格がある活動：

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連していること。これらの活動には、人道的プロジェクト、1～4 学年のフルタイムの大学院レベルでの教科履修または研究のための留学用奨学金、専門的な研修を提供したり受けたりすることで地域社会のニーズに取り組む職業研修チームが含まれる。
- C. 地域社会調査の結果に基づいており、実施地の地域社会と協力して立案されたものであること。
- D. 持続可能であること。持続可能性とは、成果が現地で維持され、地域社会の継続的な優先ニーズに応えていけることである。
- E. 測定可能であること。提唱者は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ばなければならない。また、独自の評価基準を追加できる。
- F. ロータリー会員が積極的に参加すること。
- G. ロータリーのクラブが存在する国や地域にある地域社会を支援するものであること（H 項にある例外を参照のこと）。
- H. 活動が実施される国の一つのクラブまたは地区（実施国側代表提唱者）と、実施国以外の一つのクラブまたは地区（援助国側代表提唱者）により開始され、提唱されること。ただし、ロータリーのクラブが存在しないが RI 理事会が積極的に拡大を検討している国での活動については、例外を適用できる場合がある。
- I 米国および補助金から資金提供される活動が実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと（米国財務省外国資産管理局 [OFAC] による制裁対象国での活動の提唱や旅行を計画しているプロジェクトは、追加情報の提供が求められる場合がある）。
- J. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること。
- K. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。
- L. 活動実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- M. ロータリー財団章典の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
- N. ロータリー章典の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
- O. ロータリー財団章典の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーのブランドリソースセンターにあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す標識・表示をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。

-
- P. ロータリー章典の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。
- Q. 次のインフラストラクチャーの建設を含めることができる：トイレ棟および衛生システム、連絡道路、ダム、橋、倉庫、フェンスとセキュリティシステム、水・灌漑システム、温室。地下水を利用するプロジェクトの場合、水文地質学的調査を実施する必要がある。調査の費用は、補助金予算で賄うことができる。
- R. 人道的プロジェクトの一環として、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする 2 名までの海外旅費を含めることができる。ただし、それらを行うスキルを有する人を現地ではすぐに準備できないことを実施国側提唱者が確認した場合に限る。
- S. 地雷の存在を認識させるためのキャンペーンや、地雷を警告する標識の設置も含めることができる。

2. 受領資格のない活動および支出

グローバル補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない：

- A. 特定のグループ（種類を問わない）を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進する。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行う。
- D. 特定の人物、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること（ただし、セクション 10 に記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる）。
- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング（募金）活動
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国のしかるべき政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること（補助金資金を利用する活動は労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である）。
- J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は 16 歳未満の人による労働を要求すること。

また、グローバル補助金の資金は、以下のために使用できない：

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動。
- L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付。

ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受諾の条件（2025 年 10 月）

-
-
- M.土地や建物の購入。
- N.武器または弾薬。
- O.軍事援助。
- P.地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費。
- Q.広報的な取り組み（活動の完了に不可欠な場合を除く）。
- R.1,000 米ドルを超える、プロジェクトの標識。
- S.他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費（協力団体でのプロジェクト管理費を除く）（セクション 3 の項目 J を参照のこと）。
- T.特定の人物や協力団体への使途無指定の現金寄付。
- U.新型コロナウイルスのワクチン。
- V.ポリオワクチンのみを投与する予防接種。
- W.全国予防接種日（NID）に参加するための旅費。
- X.妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術。
- Y.ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。
- Z.ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクトの活動。
- AA.18 歳未満の人の海外渡航費（保護者同伴の場合を除く）。
- BB.人が居住、仕事、または収入を生む活動に従事する建造物の建築、またはそのような建造物の増築。例えば、建物（学校、住宅、低廉シェルター、または病院）、コンテナハウス、移動住宅など（プロジェクトの実施にあたってそのような建造物の建設が必要な場合、その建設費用は補助金以外の資金で賄わなければならない）。
- CC.一部建設済み（外側部分のみ建てられた建造物を含む）であるが入居または運営されたことのない建造物の完成。
- DD.人道的プロジェクトのための協力団体の職員による海外旅行。
- EE.ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
- FF.主に研究・調査またはデータ収集に焦点を当てた人道的プロジェクト。
- GG.経費が旅費のみである人道的プロジェクト。
- HH.大学の学士課程での勉学。
- II.オンラインの学業または研究プログラム。
- JJ.一つの補助金の下で行われる、互いに関連していない複数の活動。

-
-
- KK.ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、会員が所有者となる物品。補助金資金で購入した物品が不要になったり、機能しなくなったりした場合、補助金申請書で受益団体として指定された団体が、その物品を処分または売却する責任を負い、その代金を受け取る。ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、またはそれらの会員は、物品の処分や売却からいかなる収入も得ることはできない。
- LL.地雷の探知及び撤去、または地雷を撤去するための機材の購入。
- MM.モニタリングと評価の活動に関連する海外渡航費。

3. 申請要件

- A.補助金センターを通じてオンラインで申請する。申請書は、ロータリー年度を通じて随時受理され、利用可能な資金の状況に基づいて承認される。
- B.実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、3名のロータリー会員から成る補助金委員会を設置する必要がある。この委員会の委員は、代表提唱クラブの会員（クラブ提唱の場合）または代表提唱地区の会員（地区提唱の場合）とする。RI 財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の理事会メンバーと有給職員は、この委員会の委員を務めることはできない。
- C.補助金活動にかかわる代表提唱地区は、参加資格認定を受けていなければならない。
- D.クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認する必要がある。
- E.グローバル補助金を申請するローターアクトクラブは、過去にグローバル補助金活動でロータリークラブまたは地区と協力した経験がある必要がある。地区は、補助金へのローターアクトの過去の参加について確認する責任がある。一方の補助金提唱者がローターアクトクラブである場合、もう一方の提唱者はロータリークラブまたは地区である必要がある。
- F.補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしていること。
- G.すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する（セクション1「受領資格のある活動」を参照のこと）。
- H.代表提唱クラブまたは地区が一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までとする。
- I.臨時費の計画を立てる。提唱クラブまたは地区は、物価上昇や為替変動に対応するため、全予算額の10%までを臨時費に配分することができる。
- J.管理運営費を含める。予算の10%までを、プロジェクト管理費（協力団体において、そのプロジェクトのマネジャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む）に充てることができる。
- K.成果を測定する。予算の10%までを、成果を測定するための経費に充てることができる。

L.会員以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が求められる。

1. 出発前にオリエンテーションに参加する（オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか）。
2. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する（クラブや地区の会合における講演・プレゼンテーション、奉仕プロジェクトへの参加など）。

M.奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出する。奨学生ならびに職業研修チームの申請者が、経費の利用または旅行の手配の前に、財団による申請書の承認が必要であることを理解していることを確認すべきである。

N. 奨学金の候補者に関する指針：

1. 補助金の申請時に、フルタイムかつ対面での大学院課程への大学からの入学許可状、または対面での大学院レベルの研究を行うための招請状を提出しなければならない。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。
2. 申請者は、自国外で学業を行わなければならない、留学国の国民であってはならない。オンラインでの学業は受領資格を満たさない。
3. 8月、9月、10月のいずれかの月に留学を開始する申請者は、6月30日までに申請する必要がある。
4. 奨学生の学業期間は、留学中のどの時点に開始しても構わないが、資金が提供される期間は1学業年以上となる。

O.職業研修チームに関する指針：

1. 職業研修チームは、ロータリー会員である1名のチームリーダーを含め、少なくとも3名のボランティアから成る。各メンバーは、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有し、チームリーダーはロータリーに関する一般知識と国際経験、指導力、重点分野における専門知識を備えている必要がある。会員以外の人がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を明確に示さなければならない。
2. ロータリー会員とその家族が職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を（受けるのではなく）提供する側であり、家族が資格要件を満たしていなければならない。
3. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、チームの旅行開始日から1年以内に次のチームの旅行が開始される必要がある。
4. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ている必要がある。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得る必要がある。

P. 奨学生、職業研修チーム、ボランティアによる旅行を含む申請は、旅行開始の90日前までに提出しなければならない。

Q.申請書の作成開始後12カ月以内に申請書が提出されなかった場合、この申請は取り消しとなる。

R.提出後 6 カ月以内に申請書が完全なものとならず、承認されなかった場合、この申請は取り消しとなる。

S. グローバル補助金の申請書を対象とした審査：

1. 50,000 米ドルまでの国際財団活動資金（WF）を要請するグローバル補助金申請（いわゆるレベル 1 の申請書）は事務総長が審査し、必要であれば当てはまる重点分野の専門家が分析する。
2. 国際財団活動資金（WF）から 50,001～200,000 米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額を活用した申請の調達資金合計が 100,001～400,000 米ドルである場合（いわゆるレベル 2 の申請書）は、事務総長が審査し、重点分野の専門家が分析し、ロータリー財団専門家グループ（Cadre）によるプロジェクトの中間視察を受ける。
3. 国際財団活動資金（WF）から 200,001～400,000 米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額を活用した申請の調達資金合計が 400,001 米ドル以上である場合（いわゆるレベル 3 の申請書）は、事務総長と管理委員会が審査し、重点分野の専門家が分析し、専門家グループ（Cadre）によるプロジェクトの事前視察、監査および／または中間視察を受ける。管理委員会は、以下の通り、グローバル補助金の申請書を審査する：

申請書の受理

管理委員会による審査

3 月 1 日まで..... 6 月
6 月 1 日まで..... 9 月／10 月
10 月 1 日まで 1 月
12 月 1 日まで 4 月

4. 重点分野の専門家は、専門家グループ（Cadre）委員長と協力して、要件を免除したり、追加したりできる。
5. 職業研修チーム（VTT）または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、専門家グループ（Cadre）による審査の要件を免除される。

4. 協力団体

- A. 協力団体とは、プロジェクトを実施するため、あるいはその目標達成と財務の持続可能性を確保するために関与する、信頼できる政府機関、非政府組織、または学術機関を指す。これには、補助金による活動のために、専門知識、インフラ、アドボカシー、研修、教育、モニタリング、維持管理、所有権、その他の支援を提供することが含まれる。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない
- B. 協力団体は、ロータリー財団の報告要件を遵守し、要請に応じて領収書を提出しなければならない。協力団体は、プロジェクト関連活動の運営審査または財務審査に参加し、協力することにも同意しなければならない。

C. 提唱者は、補助金申請書とともに、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った協力団体との同意書を提出する必要がある。申請書には以下を含めるべきである。

1. ロータリー会員が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律に従っていることを確認する、代表提唱者による承認。
3. 各関係者の責務を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による運営調査または財務調査に協力することへの、協力団体による同意。

5. 旅行方針

A. 補助金資金が支払われる旅行者は全員、各自で旅行の手配を行うべきである。

B. グローバル補助金により、海外渡航に関連する以下の予算経費を賄うことができる。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
4. 通常の妥当な荷物預け料金
5. 旅行保険

C. グローバル補助金は、以下の経費を賄わない：

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
2. 任意の途中降機を含め、個人の旅行の手配の変更により生じた違約金や手数料
3. 荷物の超過料金、または旅行者の荷物やその他の個人的持ち物の輸送料
4. 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し
5. 強制隔離の関連経費

D. 補助金の提唱者は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて財団にこの情報を提出するための準備をしておく。

E. 旅行者は、以下の責任を有する。

1. 旅費の増加を避けるため、旅行手配を迅速に行う。遅延によって補助金を取り消しとなる可能性がある。
2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する（ただし、変更について財団から承認を得た場合を除く）。
3. 海外旅行のための健康条件を満たす。
4. 国際ロータリーによる特定国の旅行制限を遵守する（以下 G を参照のこと）。
5. 旅行保険に加入する。
6. 個人的な旅行はすべて自ら手配し、自己負担する。補助金受領者は、補助金活動後に最長 4 週間まで個人的な旅行をすることができるが、その後は帰国することが求められている。

ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受諾の条件（2025 年 10 月）

7.必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、IATA トラベルセンターからの情報を確認する。

F.医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険または E&O 保険）に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。

G.国際ロータリーは、旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。これらの旅行制限や避難要請に従わなかった場合、財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金を財団に返還することを要請する。活動の実施とその成功が旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行で左右される場合、その国への旅費が予算に含まれていなくても、ロータリー財団はこのようなプロジェクトに補助金を提供することはできない。

6. 補助金の資金源

A.グローバル補助金の最低予算は 30,000 米ドルであり、国際財団活動資金（WF）の最高授与額は 400,000 米ドルである。

B.補助金提唱者は、地区財団活動資金（DDF）、現金、冠名指定寄付または恒久基金からプログラム授与金として使用可能な額を組み合わせることでグローバル補助金に充てることができる。

C.財団は、すべての DDF 寄贈に対し、その 80%相当分の WF を上乗せする。

D. WF の授与額に下限はない。

E.提唱者はまた、WF からの上乗せなく、現金、DDF、および冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額の組み合わせを使用することで、グローバル補助金の最低予算 30,000 米ドルを調達する選択肢もある。

F.ロータリー会員および会員以外の方は、グローバル補助金に現金を拠出できるが、それに対する財団からの上乗せはない。

G.拠出金は、協力団体、プロジェクトの業者、もしくはその補助金の受益者から寄せられたものであってはならない。

H.ロータリー財団に直接送金される現金拠出には、それがロータリー会員からであっても、会員以外からであっても、管理運営費に充てるための 5%の上乗せを含める必要がある。

I.資金は、決して補助金を受領する活動から利益を受ける人から徴収すべきではない。

J.人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、寄付の少なくとも 15%が、プロジェクト実施国以外から寄せられたものである必要がある。これらのプロジェクトの実施地側提唱者も、補助金への資金供給に寄与することが奨励される。

-
-
- K.提唱者はグローバル補助金につき、一つの冠名基金または冠名指定寄付のみを利用できる。
- L.年次基金への現金寄付を、グローバル補助金に適用することはできない。
- M.補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。
- N.ポール・ハリス・フェローの認証は、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみに与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。
- O.補助金が承認される前に財団に寄付を送金するべきではない。申請書が承認されなかった場合、それらの寄付は年次基金（シェア）に回されることになる。寄付が年次基金に回された後には、これを再配分することはできない。
- P.グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。
- Q.ロータリーの奨学金以外から資金を得ている奨学生は、その資金を使用することができるが、補助金の最低予算 30,000 米ドルの要件を満たすために、その資金を含めることはできない。
- R.ロータリー財団は、米国内で就学するためのグローバル補助金奨学金（授業料、書籍代、必要備品代、手数料を除く部分）に源泉徴収税を適用することが義務付けられている（日本、カナダ、ドイツからの留学生で、協力財団を通じて資金が提供される場合は、この法規は適用されない）。源泉徴収分は、奨学金の支払から差し引かれる。

7. 支払い

- A.補助金提唱者が補助金センターに銀行口座の情報を入力し、提唱者拠出金がロータリー財団に送られ、支払の全条件が満たされるまでは、補助金資金は支給されない。
- B.補助金資金は補助金センターに記入された口座に支払われる。
- C.地区提唱の活動のための補助金資金は、地区の銀行口座のみに支払われる。クラブ提唱の活動のための補助金資金は、クラブの銀行口座のみに支払われる。
- D.補助金提唱者は、財団の補助金の受領と支払いに使用する専用の口座を維持する必要がある。口座名義には、資金を受領する提唱クラブ名または地区番号が含まれているべきである。可能であれば、補助金ごとに個別の口座を開設すべきである。それが不可能で、複数の補助金用に一つの口座を利用する場合、提唱者は各補助金の財務会計および報告について、それぞれ別個の記録を維持しなければならない。
- E.補助金資金は、経費またはサービスが発生する前に、業者、協力団体や受益団体に支払われることはない。
- F.経費の支払いを受ける団体は、この支払いを受ける前に、ロータリーの補助金提唱者に、請求書または領収書の原本のコピーを提供する必要がある。
- G.署名の権限がある口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員である必要がある。
- H.補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。

-
-
- I.WF からの上乗せが 50,001 ドル～400,000 米ドルの補助金、あるいは冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額が含まれる資金総額が 100,001 米ドル以上の補助金（レベル 2 および 3）は、使用計画に沿って分割で支払われる。2 回目以降の支払いは、補助金提唱者が提出した中間報告書が不備なく受理され、財団専門家チームによる中間現地視察が終了した後に支払われる。
- J.補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点の国際ロータリー為替レートを使用して記録する。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
- K.財団に送金される現金拠出について、補助金承認時から為替レートが 10%を超えて変動した場合、提唱者は 10%を超える差額を拠出する必要はない。
- L.ロータリー財団は補助金承認時に 10%を超える為替差益を補助金提唱者に配分しない。
- M.財団に送金されたグローバル補助金への現金拠出はすべて、手続きや管理運営のコストに充てるため、5%を上乗せして送金する必要がある。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの 5%を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの 5%を含む全額が記載される。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には 5%を上乗せする必要はないが、その場合はポール・ハリス・フェローの認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。
- N.ロータリー財団に寄せられたすべての寄付のうち、補助金のために誓約された額を超える分、または補助金の支払い後に補助金に送金された分は、WF に追加される。
- O.申請書の承認後 6 カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる（セクション 9「取り消された補助金」を参照のこと）。

8. 報告要件

- A.補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する。
- B.中間報告書と最終報告書は、補助金センターを通じて提出し、不備のない報告書のみ受理される。
- C.実施国側と援助国側の双方の提唱者が、グローバル補助金の報告書を記入、承認、提出することが義務づけられている。
- D.補助金が承認された後に追加するすべての活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。提唱クラブ／地区は、これらの支出についても、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金する必要がある。詳細は「補助金未使用分の財団への返還について」を参照のこと。
- E.財団は、期日を過ぎて未提出の財団補助金の報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書を承認しない。
- F.財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを（一部または全額）保留することができる。

-
- G.地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。
- H.補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、少なくとも5年間、補助金の使途に関連する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
- I.補助金を受領する活動の実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要がある、最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。
- J.最初の補助金支払いから12カ月以内に最初の中間報告書を提出する必要がある、その後の中間報告書は、前回報告書の受理日から12カ月が期限となる。
- K.最終報告書は、活動の完了後2カ月以内に提出する必要がある。
- L.支払い後12カ月以内に補助金を受領した活動が実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。
- M.すべての補助金活動が完了した後に1,000米ドルを超える補助金資金が残った場合、追加の関連経費の利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要がある、その資金は下記の通りに充当される。
- 1.補助金全額が返還された場合、国際財団活動資金（WF）、DDF、冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額、企業の社会的責任（CSR）の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。
 - 2.補助金の一部が返還された場合、そのすべてがWFへ充当される。
- N.補助金を受領した活動が完了した後に1,000米ドル以下の補助金資金が残った場合、グローバル補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、グローバル補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
- O.1,000米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金（WF）に充当される。
- P.以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
- 1.アルゼンチン：10アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 - 2.ブラジル：100ブラジルレアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 - 3.インド：未使用の補助金資金はすべて返還する必要がある。
 - 4.イタリア：イタリアのロータリー協力財団（Fondazione Rotary Italia）から支払われた補助金の未使用額はすべて返還される必要がある。この要件に該当するクラブと地区には通知が行われる。
- Q.下記の詳細を含んだものが、不備のない報告書として受理される。
- 1.活動は、選択した重点分野の目標をいかに推進したか。
 - 2.活動が、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか、成果の測定に使用した評価基準や収集したデータを含む。

ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受諾の条件（2025年10月）

-
-
- 3.成果が長期にわたっていかに持続されるか。
- 4.実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように活動に参加したか。
- 5 費用の詳細な内訳と銀行口座の明細書。さらに、財団は領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75 米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルのクラブまたは地区に支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出する必要がある。
- R.ブラジルのクラブまたは地区に支払われた補助金については、最終報告書とともに寄付証明書を出す必要がある。
- S.すべての報告要件が満たされた場合、財団は補助金を終了する。

9. 取り消された補助金

- A.補助金が承認されていない場合、その補助金のために受理された現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WF へ充当される。
- B.補助金が承認されたが、支払いがまだ行われていない場合、国際財団活動資金（WF）、DDF、冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額、企業の社会的責任（CSR）の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WF へ充当される。
- C.補助金が全額支払われたが、全資金が返還された場合、国際財団活動資金（WF）、DDF、冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額、冠名指定寄付、企業の社会的責任（CSR）の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WF へ充当される。
- D.補助金が全額支払われたが、資金の一部が返還された場合、それらの資金はすべて WF へ充当される。
- E.補助金資金から生じた利子は財団に送金する必要がある。

10. 補助金における利害の対立に関する方針

- A.ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B.利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。

-
- C.実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきである。
- D.ロータリー会員は、自身が利害の対立を有するいかなるグローバル補助金においても、補助金委員会のメンバーとなることはできない。
- E.グローバル補助金の資金調達は、その補助金と関連する利害の対立を有する寄付者（人びとまたは組織）からの寄付（冠名指定寄付、CSR 寄付、等）によって行ってはならない。
- F.個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- G.財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
- 1.現ロータリアン
 - 2.クラブ、地区、その他のロータリー組織（ロータリー章典 1.040 節に規定されている通り）、国際ロータリーの職員
 - 3.これらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
 - 4.元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人（本人または親族の退会から 3 年間適用）
- H.補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体（ただし、これらに限られない）との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。
- I.ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。

J.協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。

K.利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、ロータリー財団章典の第 30.040 節を参照のこと。

11. 小口融資（マイクロクレジット）

A.ロータリー財団は、小規模・中規模の事業、家族事業、地域の起業家を支援するため、小口融資（マイクロクレジット）の利用に取り組んでいる。

B.グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも 3 年間運営されている小口融資機関（MFI）と協力する必要がある。

C.小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われる必要がある。

D.小口融資プロジェクトは、ロータリーのプロジェクトであることが明確に識別できるものである必要がある。

E.小口融資に充てる融資元金は、少なくとも 18 カ月間に少なくとも 2 回融資する必要がある（理想的な融資サイクルは 12 カ月）。

F.財団は、融資元金予算の総額が少なくとも 2 回融資および回収され、その他のプロジェクト活動がすべて完了した時点で、小口融資の補助金プロジェクトが完了したとみなす。

G.融資を受けた人に課せられる年利は、(a) 実施国の全国平均より 10 ポイント低い数値、または (b) 年利 36%、のいずれか低いほうでなければならない。

H.ロータリー財団補助金資金からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。残金は、融資元金に追加すべきである。回収した利子と手数料は、本補助金プロジェクトに含まれない小口融資機関の管理運営費として使用することはできない。

I.補助金資金は、小口融資機関の会計システムにおいて別個に記録される必要がある。

J.財団資金による小口融資プログラムは、融資元金の管理にとどまらず、受益者の研修を含める必要がある。

K.小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、グローバル補助金 小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出する必要がある。

L.すべての小口融資プロジェクトは、ロータリー財団専門家グループ（Cadre）のメンバーによる中間視察を受ける。

M.補助金の提唱者は、各グローバル補助金報告書とともにグローバル補助金 小口融資プロジェクト報告書の補足書式を提出する必要がある。

ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受諾の条件（2025 年 10 月）

N.補助金の最終報告書には、基準データ、プロジェクト終了時のデータ、出口計画の説明を含める必要がある。

O.小口融資プロジェクトが早期に終了した場合、提唱者は、補助金資金を財団に返還する必要がある。

P.財団が補助金を終了する際に、小口融資機関が当該地域社会での小口融資のために資金を使用していない場合、その小口融資機関は融資元金と未使用の利子をロータリー財団に返還する必要がある。

Q.ロータリー財団は、融資保証システムのための資金を提供しない（つまり、小口融資機関がほかのファンドから行う融資の担保として財団の資金を使用することはできない）。

12. インドに関する特記事項

A.他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA を遵守するため、インド国内のクラブと地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。

B.FCRA に関する一般的な情報は、fcraonline.nic.in を参照のこと。FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。

C.すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、（インド国内から）追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。

D.毎年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 8（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。

- 1.中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。
- 2.中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。

-
-
- 3.補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
 - 4.銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
 - 5.補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
- E.いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
- F.最終報告書は、セクション8（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
- 1.最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
 - 2.最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 - 3.補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
 - 4.銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
 - 5.銀行調整の明細書を提出する（複数の補助金の一つの FCRA 口座に振り込まれた場合）。
 - 6.補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
 - 7.「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。
 - 8.未使用の補助金資金はすべて、資金の支払いを行った組織（インドのロータリー財団または南アジア事務局）に返還する。
 - 9.プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報（写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む）を保管する（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため）。

13. フィリピンに関する特記事項

- A.ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。

-
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68（Securities Regulation Code 68）に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：
- 1.市長室、公印が押されていること
 - 2.社会福祉・開発局（Department of Social Welfare and Development）長、公印が押されていること
 - 3.保健局（Department of Health）長、公印が押されていること
 - 4.バランガイ議長室、公印が押されていること
 - 5.民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- C.各プロジェクトについて、証明書の原本 5 通を、下記に送付すること：Phil.Consulting Center Inc., 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.
- D.証明書の見本テンプレートを、南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。
- E.7 月から 5 月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の 6 月 30 日までに受理されるべきである。6 月に支払われた補助金の証明書は、7 月 31 日までに受理されるべきである。地区またはクラブから提出された新規の補助金のための支払いは、既存の補助金の記入済み証明書が受領されることが条件となる。

あとがき

2750 地区では毎年ロータリー財団ハンドブックを製作しております。私たちの地区のロータリー財団のあらゆる活動を網羅していることが大きな特徴です。

多くのロータリアンの皆様がこのハンドブックをご活用いただきロータリー財団のプログラムを理解いただくこと、ロータリー財団を身近に感じていただくこと、そして更に充実した奉仕活動を実行されますことを願っております。

末筆ながらハンドブックの制作にご協力いただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

発行日 2026 年4月1日

発行人 国際ロータリー第 2750 地区ロータリー財団委員会

編集責任者 皆川 明良

執筆者	皆川 明良	萩 伸雄
	勝山 宏則	佐藤 秀樹
	大塚 豊嗣	尾関 勇
	蓮見 雅則	